

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-01		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		子ども・子育て会議事務費		部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名		本木			
				担当者名		太田・長谷川		内線		3864・3862			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-02-05		子ども・子育て会議事務費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 25（ 2013 ）年度		根拠		子ども・子育て支援法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等		認定こども園法一部改正法他					
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		01		多様な子育て支援の展開							
目的		平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度に伴い、子どもの認定や利用者負担額（保育料）の決定、給付対象施設の確認等のほか、子ども・子育て会議の運営等必要な事務を行うことで制度の円滑な施行を図ることを目的とする。											
対象者等		学識経験者、事業者及び保護者等で構成する子ども・子育て会議委員											
内容		・荒川区子ども・子育て会議 事業計画や利用定員の設定等についての意見を諮るため、区の附属機関として設置。 委員構成：会長1名 副会長1名 学識経験者3名（医師会代表1名含） 保護者代表6名 公募委員2名 園・学校代表7名 民生委員1名 青少年育成関係団体代表1名 区代表1名 ・荒川区子ども・子育て支援計画 第1期 平成27年度～令和元年度 第2期 令和2年度～令和6年度 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画である「子ども・子育て支援事業計画」のほか、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援計画」と一体のものとして策定。											
経過		平成24年 8月22日 子ども・子育て関連3法公布 平成25年 4月 1日 子ども・子育て支援法一部施行 平成25年 4月 9日 国子ども・子育て会議設置 平成25年12月 1日 区子ども・子育て会議設置 平成27年 3月 荒川区子ども・子育て支援計画策定 令和 2年 3月 第2期荒川区子ども・子育て支援計画策定 令和 5年 4月 こども家庭庁開設、こども基本法施行											
必要性		実施主体は区市町村とされており、すべての自治体において新制度に伴う事務は必須である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)							
	①												
	②												
③													
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
6年度		7年度											
推進		推進		法定事務であり、子ども・子育て支援計画の改定などを審議する事務であるため、推進する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,984	5,929	3,945	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	178	8,747	8,569		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	60	0	▲ 60		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	160	519	359		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,382	▲ 15,195	▲ 12,813
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		2,382	15,195	12,813	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,382	▲ 15,195	▲ 12,813	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,382	▲ 15,195	▲ 12,813	

備考	行政費用は、主に職員の人件費や委員報酬の給与関係費である。物件費は、主に計画策定に伴うニーズ調査の委託費及び郵便料である。令和5年度の補助費等の減少については、令和4年度に実施したニーズ調査の業者選定にかかる諸費用分がなくなったことにより生じたものである。
----	---

問題点・課題	子ども・子育て会議において、子育て施策を周知するとともに委員からの意見を十分に聴き取り、施策を推進していく必要がある。 子ども・子育て支援計画は、子ども・子育て支援事業、母子保健、子どもの貧困、若者支援と、内容が多岐に渡り、0歳から若者まで対象期間も長期間であるため、進捗管理を行い、関係各所と連携を図りながら計画を推進していく必要がある。 ニーズ調査の結果を分析し、区の実態に即した子ども計画を策定する必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	子ども・子育て会議で事業の周知を図り、委員からの意見を参考に、今後も事業の見直しや新たな取組を検討していく。	委員に新たに小中学校、青少年関係者が加わり、より広く事業周知や委員からの意見聴取を行い、事業の検証・検討を行うことができた。		今後も会議にて事業周知を図るとともに、委員からの意見を幅広く伺いながら、子育て支援施策の充実をさらに進めていく。	
②	引き続き、多岐にわたる子ども・子育て支援計画の施策について、会議に報告し、計画を推進していく。	会議において、現行の子ども・子育て支援計画についての参考意見を伺い、各施策のアップデート及び計画推進につなげた。		委員からの意見を伺いながら、現行計画の進捗管理や次期計画の策定について、推進していく。	
③	「こども計画」について、子ども・子育て支援計画等を包含した形での策定について検討し、ニーズ調査を実施する。	国の動向や方針を注視しながら区の調査方針の検討を進め、子どもや若者自身からの意見も反映するニーズ調査を行うことができた。		ニーズ調査の集計・分析を基に計画の検討を進め、区の実態に即した子ども計画を策定する。	
他 状況 の実 況 （要 質 問 状 ）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明	0	区）
況 （要 質 問 状 ）	平成30年度9月会議 平成30年度2月会議 令和元年度9月会議	子どもの生活実態調査を行い具体的な改善計画を策定すること。 子どもの生活実態調査を実施するとともに、貧困の改善目標と結果に応じた対応を行うこと。 区独自の子どもの生活実態調査を実施すること。子どもの貧困対策計画を策定すること。			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-02		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		児童福祉審議会運営		部課名		子ども家庭部子育て支援課		
				担当者名		安原、中谷		
				課長名		本木		
				内線		3864		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-18-01		児童福祉審議会運営				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		令和 2（ 2020 ）年度		根拠		児童福祉法第8条		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		児童福祉法施行令第45条 他		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		04 児童相談所の設置及び円滑な運営				
目的		荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）の開設に伴い、荒川区児童福祉審議会を設置し、児童福祉法等に定められた児童の福祉等に関する事項を調査審議することを目的とする。						
対象者等		主に18歳未満の児童及びその保護者、里親家庭等						
内容		児童福祉法及び児童福祉法施行令並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、区長の附属機関として荒川区児童福祉審議会を設置する。 ・審議会は大学教授、医師、弁護士等からなる学識経験者18人で構成。 ・審議会は、次の4部会を設置し、それぞれ分野別の調査審議を行う。 ①里親部会：里親の認定の適否、登録更新等について ②権利擁護部会：児童・保護者と児童相談所の、施設への入所等の意向が一致しない場合や、緊急で行った措置の報告等について ③保育部会：保育所の設置認可等について ④児童虐待死亡事例等検証部会：児童虐待事例の事実関係を明確化、問題点及び課題の抽出 ・各部会の委員数は5名ずつとし、部会長を1名置く。						
経過		令和2年7月 1日		児童相談所業務開始に併せて、児童福祉審議会を設置				
		令和2年度		各部会（里親部会1回、権利擁護部会3回、保育部会2回）、児童福祉審議会（2回）開催				
		令和3年度		各部会（里親部会2回、権利擁護部会2回、保育部会2回、児童虐待死亡事例等検証部会1回）開催				
		令和4年度		各部会（里親部会4回、権利擁護部会3回、保育部会3回、児童虐待死亡事例等検証部会1回）、児童福祉審議会（3回）開催				
		令和5年度		各部会（里親部会4回、権利擁護部会1回、児童虐待死亡事例等検証部会1回）、児童福祉審議会（2回）開催				
必要性		児童相談所設置市には、児童福祉審議会の設置が義務付けられており、必要である。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		子どもの権利擁護、児童虐待、保育所の設置認可など児童福祉に係る事項を審議する附属機関であり、児童相談所設置区に設置が義務付けられているものであるため、継続する。				

(単位：千円)

問題点・課題

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、委員や関係機関と細かに連絡調整を行い、意義のある会議となるよう会議運営を行っていく。	本会や各部会について、以前諮問を行った案件について経過報告をするなど、各委員の意見を取り入れながら会議運営を行った。	引き続き、委員や関係機関と綿密に連絡調整を行い、意義のある会議となるよう円滑な会議運営を行っていく。
②			
③			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子どもの権利擁護事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	安原、中谷		内線	3864	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-18-03	子どもの権利擁護事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	都道府県・児童相談所設置市向け			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	被措置児童虐待対応ガイドライン			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	・ 荒川区子どもの権利擁護事業： 被措置児童及び一時保護所入所児童の意見表明の権利を保障することを目的とする。 ・ 荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」： 子どもが権利を侵害された場合等に子どもの権利及び利益を擁護することを目的とする。							
対象者等	・ 荒川区子どもの権利擁護事業：被措置児童及び一時保護所入所児童 ・ 荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」： 区内在住・在学・在勤等の18歳未満の子ども及び保護者等の大人							
内容	・ 荒川区子どもの権利擁護事業： 対象児童からの相談を電話や意見箱等で受け、児童からの聴き取り、事実確認、調査、児童福祉審議会への報告等を行う。相談にあたって、意見表明支援員（社会福祉士）は児童と面談して意見表明を支援し、相談内容を確認するとともに状況を把握する。必要に応じ調査が必要な場合には、権利擁護調査員（弁護士）が、児童や意見表明支援員と面談し、事実関係の確認及び調査を行う。 ・ 荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」： 対象児童及び保護者等からの子どもの権利侵害（学校や家庭での困りごと等）について、子どもの権利擁護委員（弁護士、臨床心理士）が電話、メール、チャット等で相談を受け付け、解決を手助ける。							
経過	令和2年 7月 令和3年10月 令和4年7月～ 令和5年2月 令和5年4月 令和5年6月 令和5年10月	児童相談所業務開始に併せ、被措置児童等に対する荒川区子どもの権利擁護事業を開始 子どもの権利について普及啓発を図るため、生涯学習課と連携し、講演会を開催 講師：荒川区児童福祉審議会委員・明星大学人文学部福祉実践学科教授 川松 亮 氏 あらかわ子ども応援ネットワーク代表 大村 みさ子 氏 区議会文教子育て支援委員会で権利条例制定に向けて検討 荒川区子どもの権利条例が制定 荒川区子どもの権利条例が施行 子どもの権利について普及啓発を図るため、講演会を開催 講師：獨協大学国際教養学部教授 和田 一郎 氏 荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」を開始						
必要性	子どもの権利が守られ安心して生活できるよう、子ども自らが第三者に対し意見を述べる仕組みとして必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	相談件数（子どもの権利擁護事業・被措置児童対象）	4	4	4	4	4	電話・意見箱等による相談
	②	相談件数（あらかわ子どもほっとらいん・全児童対象）	—	—	11	20	20	電話・メール・チャット等による相談
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	重点的に推進	子どもの意見表明権を保障し、権利侵害から守ることは重要であるため、子どもの権利条例の制定を受けて重点的に推進していく。						

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額				1,993	2,594	1,465	5,480	8,117	
決算額（6年度は見込み）				70	297	108	3,104	8,117	
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	意見表明支援員による代弁件数			0	1	2	2	4	
	権利擁護調査員による調査件数			0	0	0	0	4	
	あらかわ子どもほっとらいん相談件数						11	20	
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	意見表明支援員等報償	32	報償費	意見表明支援員等報償	2,061	報償費	意見表明支援員等報酬	6,418	
需用費	消耗品	12	需用費	食糧費・消耗品・印刷製本費	451	需用費	食糧費・消耗品・印刷製本費	944	
役務費	電話通信料	64	役務費	電話通信料等	183	役務費	電話通信料等	364	
使用料	講演会会場使用料	0	委託料	チャット相談システム導入	409	委託料	チャットアカウント使用料	317	
負担金	研修受講料	0	使用料	講演会会場使用料	0	使用料	会場使用料	8	
			負担金	研修受講料	0	負担金	研修受講料	66	
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額	
	給与関係費	4,295	5,519	1,224	地方税等	0	0	0	
	物件費	75	1,037	962	国庫支出金	289	222	▲ 67	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	5,515	5,515	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	32	2,067	2,035	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	289	5,737	5,448	
	賞与・退職給与引当金繰入額	427	519	92	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,540	▲ 3,405	1,135	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,829	9,142	4,313	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,540	▲ 3,405	1,135	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,540	▲ 3,405	1,135	
	備考	行政費用は、主に職員の給与関係費である。補助費等は、意見表明支援員への報償費等である。本事業は国及び都の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金及び都支出金の行政収入がある。							
問題点・課題	・あらかわ子どもほっとらいんについて、引き続き子ども自身に十分に周知する必要がある。 ・被措置児童等を対象とした権利擁護事業について、子どもからの相談があった際には、本人の気持ちに寄り添いながら意見表明支援員、権利擁護調査員と連携し、迅速に対応する必要がある。 ・子どもの権利条例を制定したことに伴い、区全体で子どもの権利を守る機運の醸成のため、より積極的に普及啓発等を行っていく必要がある。								
問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容			令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	引き続き、対象児童に本事業を周知するとともに、事業のより円滑な運用方法を検討していく。			区内小中学校、高校へのチラシ配布、区報・区報Jr.への掲載等により事業周知を図った。			本事業について、より効果的な周知方法や円滑な運用方法について検討していく。		
②	引き続き、意見表明支援員や調査員と連携し、子どもからの相談に対して本人の気持ちに寄り添いながら迅速に対応する。			意見表明支援員と連携して、子どもの相談に向き合い迅速に対応した。			意見表明支援員等と連携し、相談内容の解決に向けた迅速な対応を行う。		
③	子どもの権利をテーマとした講演会やパネル展の開催、リーフレットの配布などにより普及啓発を行う。			ゆいの森あらかわでの講演会、区内3施設でのパネル展開催、リーフレットの配布により、広く区民に子どもの権利の普及啓発を行った。			年代別リーフレットの作成など、子どもの権利について、より効果的な普及啓発を行っていく。		
他区の実況	(実施 8 区			未実施 14 区			不明 0 区)		
	世田谷区、江戸川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、目黒区、葛飾区								
議会（要旨）質問状	令和3年度6月会議 令和4年度6月会議 令和5年度2月会議			子どもの権利条例は権利条約の理念に則った内容にすべき。 子どもの権利条例は、条約等の理念に則ったものとし、意見表明権を保障するなど子どもを権利の主体として位置付けること。 子どもの権利条例制定後、子どもの権利を守る視点が具体的な施策にどう反映されていくのが重要。					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童養護施設退所者支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	中谷		内線	3862	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-19-01		児童養護施設等退所者支援					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☒ 5年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 5	（ 2023 ）	年度	根拠	荒川区児童養護施設等退所者自立支援事業補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	04 児童相談所の設置及び円滑な運営						
目的	児童養護施設や里親等の社会的養護を離れ、就職・進学する若者（ケアリーバー）に対し、補助金を支給し、社会的自立を支援する。							
対象者等	児童養護施設や里親等からの措置を解除され若しくは解除予定で、親族等から経済的支援を受けることができず、自らの収入によって生計を維持しながら、進学又は就職をしている若しくはその意欲がある者							
内容	①児童養護施設等退所時一時支度金 一人暮らしや就職・進学等の準備に必要な生活必需品の購入や物件の家賃等の費用について補助する。（上限：20万円）							
	②民間賃貸住宅保証料補助金 民間賃貸住所に入居する際の保証料と保証契約更新料を補助する。（上限：契約時5万円、更新時3万円）							
	③資格取得費用補助金 就職先・進学先において活用するための運転免許等の資格の取得にかかる費用を補助する。（上限：30万円）							
※②・③は区内の児童養護施設等の措置等解除者のみ対象。								
経過	令和5年度 荒川区児童養護施設等退所者自立支援事業補助金交付要綱制定							
必要性	児童養護施設や里親等への措置を受けていた者への支援を行い、社会的自立を図るためのものであり、必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 児童養護施設等と調整し、実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	児童養護施設等退所時一時支度金交付実績（件）	—	—	4	7	7	令和5年度から開始
	②	民間賃貸住宅保証料補助金交付実績（件）	—	—	1	3	4	令和5年度から開始
③	資格取得費用補助金交付実績（件）	—	—	0	3	4	令和5年度から開始	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		社会的養護から離れた若者（ケアリーバー）が社会的自立をするためには、ケアリーバーへの経済的な支援を行っていくことが重要であるため、推進する。				

No2

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			—	339,492	153,092	349,462	984	6,050
決算額（6年度は見込み）			—	292,250	135,363	342,780	827	6,050
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	児童養護施設等退所時一時支度金						4人	7人
	民間賃貸住宅保証料補助金						1人	3人
	資格取得費用補助金						0人	3人

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	児童養護施設整備費補助金	315,038	負担金補助及び交付金	児童養護施設等退所時一時支度金	800	負担金補助及び交付金	児童養護施設等退所時一時支度金	2,200
負担金補助及び交付金	地中埋設物撤去等処分	27,742	負担金補助及び交付金	民間賃貸住宅保証料補助金	27	負担金補助及び交付金	民間賃貸住宅保証料補助金	550
			負担金補助及び交付金	資格取得費用補助金	0	負担金補助及び交付金	資格取得費用補助金	3,300

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,453	3,821	▲ 2,632	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	187,495	0	▲ 187,495
		維持補修費	0	0	0		都支出金	61,321	0	▲ 61,321
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	342,780	827	▲ 341,953		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	248,816	0	▲ 248,816
		賞与・退職給与引当金繰入額	642	359	▲ 283		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 101,059	▲ 5,007	96,052
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	349,875	5,007	▲ 344,868		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 101,059	▲ 5,007	96,052
		特別費用(g)	292,000	0	▲ 292,000		特別収入(f)	292,000	0	▲ 292,000
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 101,059	▲ 5,007	96,052

備考	行政費用は、主に、給与関係費である。補助費等について、前年度と比較した補助費等の減少は、令和4年度に開設した児童養護施設に係る補助費によるものである。
----	---

問題点・課題	社会への自立を目指す対象者に対して必要な支援を行えるよう、施設や関係機関と連携し、本事業の周知を強化していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設の意見を聞きながら、退所者支援について効率的で確実な実施方法を検討していく。	施設や関係機関等と協議しながら、実施方法について検討を進め、本事業を開始した。	施設や関係機関等と連携し、本事業の周知強化を図りながら、社会的自立を支援していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
世田谷区（H28年度より実施）板橋区（R元年度より実施）足立区（R3年度より実施）豊島区（R5年度より実施）杉並区（R6年度より実施）中野区（R6年度より実施）	

議会（要旨）	令和3年度2月会議 令和4年度9月会議 令和4年度2月会議	施設退所後の若者たちの生活基盤が安定するような生活自立支援サポート事業を区独自に行うべき。 児童養護施設の開設にあたり、退所者（ケアリーバー）が自立できるよう、支援が必要である。 ケアリーバーの支援の充実について。
--------	-------------------------------------	---

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-06		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	児童福祉施設等指導検査		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	小島		内線	3788	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-18-02	児童福祉施設等指導検査事務費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法第46条第1項			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法第14条第1項ほか			
実施基準	● 法令基準内	○ 都基準内	○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	利用者支援の観点から、保育施設等の適正な運営及び保育の質の確保等を図り、区の児童福祉行政の増進に寄与することを目的として児童福祉法、子ども・子育て支援法の関係法令等に基づき、保育施設等に対する必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずるための指導監査等を実施する。							
対象者等	児童福祉施設等 69施設（保育所61、小規模4、家庭的2、母子生活支援1、児童養護1）、特定教育・保育施設等 135施設（教育・保育施設61、地域型保育6、子ども・子育て支援施設等68）、認可外保育施設51施設 ※同一施設であるが法により名称が異なるため、一部重複あり。							
内容	- 児童福祉法に基づく指導監査では、児童福祉施設等（保育所、母子生活支援施設等）に対し、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、施設の設備や運営に関する基準等の適合状況及び区が定める指導監査に係る基準・方針等に対する実施状況等について、必要な助言及び指導等を行う。 - 子ども・子育て支援法に基づく指導監査では、特定教育・保育施設（幼稚園または保育所）及び特定子ども・子育て支援施設の設置者並びに特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業）に対し、確認基準の遵守及び給付費の適正化を図るため、必要な助言及び指導等を行う。 - 認可外保育施設に対する指導監督では、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境の確保を目的として、区が定める認可外保育施設指導監督基準の適合状況を把握するため、報告及び立入調査等を実施する。							
経過	平成24年8月 子ども・子育て関連3法成立 平成27年4月 子ども・子育て新制度施行 区による子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対する指導監査を開始 令和 2年7月 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）設置 児童福祉法に基づく児童福祉施設等に対する指導監査権限が都から区へ移譲 区による児童福祉法に基づく児童福祉施設等に対する指導監査を開始 なお、コロナ禍のため、通常より時間を短縮して実施 令和 3 年度 コロナ禍のため、施設の滞在時間を短縮し、事前に書面監査を実施したうえで、1時間程度で実地監査を実施 令和 4 年度 実地監査を実施 令和 5 年度 実地監査に加え、集団指導を開始							
必要性	児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令等に基づき、各施設における適正な運営及び保育の質の確保等を図るため、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 平成29年度から実施。指導監査の会計分野については、専門的で高度な知識を要することから、公認会計士や税理士に財務分析等の業務支援を委託し、指導監査業務の充実と強化を図る。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	指導監査件数（特定教育・保育施設等）（単位：園）	76	110	110	113	135	実地指導または集団指導、?と一部重複あり
	②	立入調査等件数（認可外保育施設）（単位：園）	46	56	50	51	51	立入調査または集団指導
③	文書指摘割合（単位：%）	9.9	15.2	9.6	10	10	指摘有の施設数/対象施設数 4年度は新規立入調査対象施設数増	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		当該事務は、利用者支援の観点から、保育施設等における適正な運営及び保育の質の確保等を図る目的の事業であるため、推進する。				

(単位：千円)問題点・課題

問題点・課題の改善策

施状況

議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和3年決特	人件費比率が低い園に対しての指導監査について
	令和4年決特	保育施設の委託費における人件費の割合や収支について
		事故等が発生した施設における指導監査で確認する法的な基準では見えない部分に関する区の認識について
	令和5年予特	私立保育園の人員配置の状況について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	管理運営費（子育て支援課分室・宮地ひろば館複合施設）		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	時田	内線	3788		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-03-01	管理運営費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16	（ 2004 ）	年度	根拠	荒川区区民ひろば館条例、条例施行規則、管理運営要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	区直営の子育て交流サロンとして、在宅育児をしている親子の交流の場の提供や交流促進、子育て等に関する相談・支援を実施する。 また、区民の様々な活動に資するために「宮地ひろば館」を管理運営する。							
対象者等	- 子育て交流サロン 在宅育児家庭の親子等 - サークル室 子育てサークル（登録制） - 宮地ひろば館 ひろば館登録団体等							
内容	子育て支援課分室・宮地ひろば館の管理運営 ・建物の維持管理、子育て交流サロンの運営 1階：子育て交流サロン（3歳までの子どもとその保護者の集いの場） 2階：事務室 3階：子育てサークル室（サークル登録団体、昼食時は登録不要で親子での利用に供する） 4・5階：宮地ひろば館（4階洋室・5階和室） ※4階洋室は、29年4月から子ども家庭支援センターの一部として、相談対応機能強化及び児童相談所の区移管に向けた準備事務のため貸出停止していたが、令和2年度より宮地ひろば館として貸出を再開した。							
経過	昭和58年 宮地区民事務所として開館 平成10年 宮地区民事務所から宮地ひろば館となる 平成17年 外観設備を中心に大規模改修、耐震工事を実施 平成18年 子ども家庭支援センターとしてリニューアル開館 平成25年 エレベーター改修工事を実施 令和元年 空調設備（エアコン）改修工事を実施 令和2年 子ども家庭支援センターを荒川区子ども家庭総合センターへ移行。1～3階：子育て支援課分室（子育て交流サロン含む）、4～5階：宮地ひろば館（貸館運営）となり、分室で施設を管理 令和4年 4～5階の宮地ひろば館貸館運営を含む施設管理は、子育て事業係から指導監査係へ事務移管 令和5年 宮地ひろば館での貸室使用申請受付は終了し、区民施設課へ事務移管 令和6年 屋外階段等塗装工事（令和6年11月から令和7年2月に予定）							
必要性	子育て交流サロンは親子交流の場の提供として、ひろば館は区民の相互交流・自主活動の拠点として必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 直営で設置・運営							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	4階及び5階貸室稼働率（%）	24.9	23.2	32.5	37.0	55.0	3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少
	②	4階及び5階貸室利用団体数	39	40	56	64	70	3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少
③	サークル室稼働率（%）	16.4	21.4	13.6	17.1	40.0		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	区民が利用する地域交流の拠点として、適切な施設の維持管理・運営を行う事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		4,584	7,358	6,417	4,564	5,030	5,376	17,689
決算額（6年度は見込み）		4,033	6,171	5,943	4,244	4,534	4,234	17,689
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	4階及び5階貸室稼働率	45.4%	41.7%	18.7%	24.9%	23.2%	32.5%	37.0%
	4階及び5階貸室利用団体数	43	34	30	39	40	56	64
	サークル室稼働率	38.7%	48.3%	27.3%	16.4%	21.4%	13.6%	17.1%

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	1,879	需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	1,605	需用費	光熱水費・消耗品・修繕費	14,692
役務費	電話料・CATV利用料・ごみ処理券等	284	役務費	電話料・ごみ処理券等	263	役務費	電話料・ごみ処理券等	276
委託料	清掃・保守委託等	2,318	委託料	清掃・保守委託・樹木抜根作業等	2,348	委託料	清掃・保守委託等	2,702
使用料及び賃借料	AEDリース料	18	使用料及び賃借料	AEDリース料等	18	使用料及び賃借料	AEDリース料等	19
負担金補助及び交付金	各種研修会等参加費	35						

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	9,762	10,189	427	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,002	3,933	▲ 69		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	497	302	▲ 195		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	35	0	▲ 35		使用料及び手数料	190	0	▲ 190
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	190	0	▲ 190
		賞与・退職給与引当金繰入額	971	958	▲ 13		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,077	▲ 15,382	▲ 305
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	15,267	15,382	115		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,077	▲ 15,382	▲ 305
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,077	▲ 15,382	▲ 305		

備考	行政費用は、給与関係費と光熱水費などの物件費、建物修繕などの維持補修費で構成されている。令和4年度の行政収入は、貸室の施設使用料収入である。
----	--

問	施設の維持・管理を適切に行うとともに、将来的には施設のあり方を検討する必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	法定点検等で問題点が出た場合は対応していく。	施設の老朽化による非常階段について、令和5年度に修繕費予算要求を行った。	非常階段の修繕を行うとともに、法定点検で指摘があった際には、適切に対応する。
②	ふれあい館ニュープランに基づく整備計画を視野に入れ、必要に応じて所管である区民施設課と調整を図っていく。	窓口業務（予約受付収納業務）の移管に伴い、区民施設課と調整を行った。	ふれあい館ニュープランに基づく整備計画を視野に入れ、必要に応じて所管である区民施設課と調整を図っていく。
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-08		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	子育て支援情報提供事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	杉岡	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-04-01	子育て支援情報提供事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 19（ 2007 ）年度	根拠						
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	ホームページや子育てアプリ、紙媒体等により、子育て家庭が必要な情報を必要な時に、分かりやすく提供し、「知らなくて利用できなかった」という状況を解消していくことを目的とする。							
対象者等	主に就学前の子どもを持つ保護者等							
内容	①「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」の配付（共に平成19年度～）令和4年度より「あらかわ子育ておでかけMAP」は、子育てアプリに統合 ②在宅育児家庭のイベント情報誌「あらかわきっずニュース」の発行（平成17年度～）子育て関連施設に設置・配布（2ヶ月に1回発行） ③子育て関連情報を総合的に発信する「あらかわ子育て応援サイト」の構築・運営（平成20年12月開始）25年2月、公園の施設案内をスマートフォン専用ページ「おでかけParkNavi」として開設27年度からは区ホームページの再編にあわせ移行し、令和2年度からは区ホームページに機能を統合 ④子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始（平成30年度～）							
経過	平成17～19年度 子ども家庭支援センター事業費で「子育てマップ」を作成 平成20年度 「子育てマップ」を「子育てハンドブック」に統合したことに伴い本事業費で総合的に執行 平成21年度 子育て支援モニター等の意見を参考に「子育てハンドブック」を「子育て応援ブック」「子育ておでかけMAP」に分冊（同時配付） 平成20年度 子育て情報をリアルタイムに情報発信できるよう「あらかわ子育て応援サイト」を開設 平成20～25年度 子育てを楽しむ生活情報誌「あらかわ区報きっず」を年4回発行 平成24年度 スマートフォン用公園案内ページ「おでかけParkNavi」を開設 平成27年度 「あらかわ子育て応援サイト」を区ホームページに移行 平成30年度 スマートフォン用子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始 令和 2年度 「あらかわ子育て応援サイト」の機能を区ホームページに統合 令和 4年度 きっずニュースの冊子を電子版へ移行							
必要性	子育て支援施策を「知らなくて利用できなかった」ことを解消するために、多様な方法により正確で豊富な分かりやすい子育て支援情報を提供することが必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 「子育て応援ブック」は令和4年度から委託契約。 「あらかわすくすく子育てアプリ」保守運用を業者委託。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
	①	子育てアプリ登録者数	4,815	6,433	7,591	8,500	9,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		区民が、子育てに関する有益な情報を容易に入手できるようにするため重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,927	2,003	2,379	1,880	1,709	1,700	1,742
決算額（6年度は見込み）		1,601	1,799	2,135	1,670	1,468	1,426	1,742
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	きずニュース	48,000部	48,000部	40,000部	39,300部	-	-	-
	子育ておでかけマップ	11,000部	-	12,000部	-	-	-	-
	子育て応援ブック					3,000部	3,500部	4,000部

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	応援ブック、子育てアプリ	1,468	委託料	応援ブック、子育てアプリ	1,426	委託料	応援ブック、子育てアプリ	1,742

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,227	1,953	▲ 1,274	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,468	1,426	▲ 42		国庫支出金	1,855	1,206	▲ 649
		維持補修費	0	0	0		都支出金	464	301	▲ 163
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,319	1,507	▲ 812
		賞与・退職給与引当金繰入額	321	184	▲ 137		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,697	▲ 2,056	641
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,016	3,563	▲ 1,453	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,697	▲ 2,056	641
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,697	▲ 2,056	641

備考

行政費用の物件費は、子育て応援ブックの作成や子育てアプリの運営委託経費である。

問題点・課題

- ・子育てアプリの幅広い活用を目指して、配信内容をより充実させるため、各関係所管との連携が必要である。
- ・あらかじめきつずニュース電子版において、見やすく分かりやすい内容を発信していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子育てアプリの幅広い活用を目指して、各所管と連携し、最新情報をより多く掲載できるよう努める。	各所管と連携し、子育てアプリの配信に関する質問に適宜対応した。	各所管と連携し、子育て関連情報やイベント情報を多く掲載すると共に、情報の変更は迅速に対応する。
②	継続して見やすい電子版の配信を行う。また、掲載の変更があった際は迅速に修正し、正確な情報発信を行っていく。	見やすくわかりやすい内容にすることを心掛けながらも、最新の情報が適宜掲載されるように迅速な対応をした。	継続して、見やすく、見た目も楽しめるきつずニュース電子版の配信を行う。
③			

他 区 の 実 況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）			
	大田、葛飾、北、江東、品川、杉並、墨田、台東、港、目黒は区が運営。中野、豊島、練馬、新宿、中央、文京は官民連携型で運営。			

況議 （会）	平成27年度11月会議 平成30年度 6月会議	子育て情報「絆メール」の配信事業について 子育て支援サービスを積極的に配信できるアプリについて
-----------	----------------------------	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-09		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	産後支援ボランティア助成事業費		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	杉岡		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-05-01		産後支援ボランティア助成事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区産後支援ボランティア派遣事業費補助金			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	出産後間もない子ども（原則出産後6月以内の子ども）を養育する家庭において、養育が困難な場合、助産師・ボランティア等を派遣し、赤ちゃんの入浴の手伝い、買い物の手伝い等を実施するボランティア団体に対し、その運営費を補助し、産後家庭の子育ての負担軽減を図る。							
対象者等	産後支援ボランティアを継続して派遣できる団体 ※団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者							
内容	・実施団体 「35（産後）サポネットin荒川」 代表 元首都大学東京教授 恵美須文枝氏・元NP0法人代表 藤田房江氏 ・支援内容 赤ちゃんの入浴手伝い・外出付き添い・買い物代行・家事手伝い・ お母さんと赤ちゃんの健康相談など ・支援対象 出産後6ヶ月以内の育児困難家庭 ・支援方法 産後家庭への助産師・保育士・ボランティアの派遣による援助 ・利用時間 1回2時間以内 ・利用料金 派遣ボランティア1名につき500円 ・対象経費 ボランティア活動費等（派遣コーディネート、事務職員含む）・保険料・会議費等							
経過	平成16年10月 平成17年 3月 平成18年 4月 平成21年 2月 平成27年 4月	首都大学（東京都立大学）において子育てボランティア講演会・シンポジウムを開催 シンポジウムをきっかけに区民・学生による産後支援ボランティア（35（産後）サポ ネットin荒川）が始まり、同活動の支援を荒川区次世代育成支援行動計画に織り込む。 モデル事業として、事務局経費・保険料・事務局補助者経費を区が助成する目的で予算 を計上 事務局が荒川六丁目みんなの実家@まちやに移転したことにより、会場費は子育て交流 サロン経費で負担 事務局であるみんなの実家@まちやが、町屋5丁目に移転						
必要性	区内における出産直後の乳児及び母親を支援対象としたボランティア活動に対する補助の必要性は高い。こうした子育て支援のボランティア団体の育成につながっている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ボランティア団体への補助事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 延べ利用者数	1,623	1,668	1,894	1,648	1,700		
	② 実利用者数	148	146	161	153	200		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		新生児の養育が困難なご家庭を対象とした子育て支援策として、虐待の未然防止を図るため、今後も事業を継続していく。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		3,517	4,113	3,693	4,232	4,478	5,983	4,421
決算額（6年度は見込み）		3,203	3,931	3,432	4,231	4,247	4,788	4,421
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ利用者数	1,200	1,577	1,343	1,623	1,668	1,894	1,648
	実利用者数（派遣ケース数）	113	144	111	148	146	161	153
	1世帯あたりの派遣回数	12.7	11.0	12.1	11.0	11.4	11.8	10.8

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	ボランティア活動費	2,503	負担金補助等	ボランティア活動費	2,841	負担金補助等	ボランティア活動費	2,472
	派遣コーディネート経費	1,367		派遣コーディネート経費	1,524		派遣コーディネート経費	852
	事務職員補助	876		事務職員補助	1,068		事務職員補助	1,447
	事務費・会議費・保険料等	335		事務費・会議費・保険料等	302		事務費・会議費・保険料等	474
	利用者負担	-834		利用者負担	-947		利用者負担	-824

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	807	849	42	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	1,872	2,991	1,119
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,302	1,495	193
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	4,247	4,788	541		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,174	4,486	1,312	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	80	80	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,960	▲ 1,231	729	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	5,134	5,717	583	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,960	▲ 1,231	729	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,960	▲ 1,231	729		

備考	行政費用は、運営団体への補助金である補助費等が大部分を占めている。前年度と比較した補助費等の増加は、利用者数の増である。
----	--

問	安定した事業運営のため、継続的なボランティアの人材確保・育成及び、コーディネーター等に対する費用を検討をしていく必要がある。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	適宜、実施団体との情報共有を図ると共に、支援を必要とする世帯に対し事業を案内していく。	実施団体との情報共有の場を設け、現場の声を聴取し、改善に向けた検討を行った。	実施団体の意見を聴きながら、コーディネーター等の費用の見直しを実施し、継続的な人材確保・育成に結びつける。
②			
③			

其他	(实施 21 区	未实施 1 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

況議	令和2年度9月会議 対象期間の産後6ヶ月未満を延長するとともに利用時間（1日2時間）も延長すべき
----	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ツインズサポート事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	杉岡		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-05-02	ツインズサポート事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区ツインズサポート事業実施要綱、荒川区			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	令和	（ ）	年度	法令等	産前産後支援ヘルパー派遣事業実施要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	①多胎児を養育する家庭に対し、タクシーの料金及び在宅育児支援事業等の利用料を一部助成することにより、経済的負担を軽減することを目的とする。 ②多胎妊婦及び多胎児を養育する家庭に対し、産前産後支援ヘルパーを派遣し、妊娠、出産及び育児による心身の負担を軽減することを目的とする。							
対象者等	①タクシー利用料金・在宅育児支援事業等利用料金助成：荒川区民で当該年度4月1日現在、満5歳以下の多胎児を養育する家庭 ②産前産後支援ヘルパー派遣：多胎妊婦及び生後3年の前日までの多胎児を養育する家庭							
内容	①タクシー利用料金助成事業 助成対象 多胎児家庭の保護者が、多胎児とともに外出した際に利用したタクシーの利用料 助成額 利用料の金額 年額23,000円を上限 ②在宅育児支援事業等利用料金助成事業 助成対象 ファミリー・サポート・センター、一時保育、緊急一時保育、ショートステイ、産後支援ボランティア派遣、乳幼児一時預かり、病児・病後児保育の利用料 助成額 利用料の1/2 年額20,000円を上限 ※年度途中の出生・転入者は助成額を四半期に分けて設定し、四半期毎に5,000～6,000円ずつ減額 ③産前産後支援ヘルパー派遣事業 支援内容 区と契約を締結した事業者がヘルパーを利用者自宅に派遣し、育児及び家事の補助を実施 利用者負担額 1時間あたり300円※住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は免除							
経過	平成19年度 平成21年度 平成28年度 令和 2年度 令和 4年度	都バスで双子用ベビーカーが使用できないため、タクシー券配布事業として開始 タクシー券販売中止により補助制度に変更 在宅育児支援事業等の対象に、病児・病後児事業と乳幼児ショートステイ事業を追加 荒川区ツインズサポート事業実施要綱改正。利用申請者の負担軽減のため、助成金交付申請書（請求書）の様式を変更。 タクシー利用料金助成対象者を満2歳から満5歳まで拡充 荒川区産前産後支援ヘルパー派遣事業開始 多胎児家庭向けの子育て支援情報を掲載した「多胎児家庭応援ガイドブック」を発行 物価高騰によりタクシー利用料が改定されたため補助上限額を変更（増額分引上げ）						
必要性	多胎児家庭は妊娠、出産及び育児による心身の負担が大きいことから、負担軽減のための支援が必要である。							
実施方法	☐ 一部委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ①タクシー利用料金・在宅育児支援事業等利用料金助成：申請は随時受付、四半期毎に支出 ②産前産後支援ヘルパー派遣：申請・利用承認後、委託事業者が利用者自宅へヘルパーを派遣							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	タクシー利用補助件数（延べ）	57	99	104	105	107	
	②	在宅育児支援事業等 補助件数(延べ)	20	16	21	25	30	
③	ヘルパー派遣利用件数（延べ）	-	53	66	70	72	令和4年度事業開始	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		多胎児を養育する家庭の負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,036	1,041	1,011	1,011	9,901	9,825	5,665
決算額（6年度は見込み）		1,032	1,040	922	915	4,062	4,401	5,665
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	多胎児世帯数（事業対象）	118	122	98	123	115	122	105
	タクシー利用補助件数（世帯数）	51	55	49	57	99	104	100
	在宅育児支援事業等補助件数（再掲）	29	31	27	20	16	21	25
	ヘルパー派遣利用件数	-	-	-	-	53	66	70
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	多胎児ガイドブック	13	需用費	多胎児ガイドブック	17	需用費	多胎児ガイドブック	53
委託料	産前産後家事・育児支援	2,423	委託料	産前産後家事・育児支援	2,410	委託料	産前産後家事・育児支援	4,019
負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,626	負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,974	負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,593
(単位：千円)								
行政 コスト 計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
	給与関係費	1,210	1,274	64	地方税等	0	0	0
	物件費	2,436	2,427	▲ 9	国庫支出金	4,131	3,920	▲ 211
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,131	3,921	▲ 210
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,626	1,975	349	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,262	7,841	▲ 421
	賞与・退職給与引当金繰入額	120	120	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	2,870	2,045	▲ 825
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,392	5,796	404	通常収支差額(c)+(d)=(e)	2,870	2,045	▲ 825
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	2,870	2,045	▲ 825
	備考	補助費等はタクシー利用料金や一時保育等の在宅育児支援事業利用料補助であり、タクシー利用料金助成の補助上限額の増額に伴い、補助実績が増加した。						
問題点・課題	・対象者に事業を理解し利用してもらうため、事業をわかりやすくまとめたガイドブックの周知を促進する必要がある。 ・本事業は複数事業で構成され、それぞれ対象者の要件、利用方法、対象期間等が異なることから、サービスの利便性を高めるための工夫が課題である。							
問題点・課題の改善策								
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	年度ごとにガイドブックを更新し、最新の支援情報が漏れなく対象者に周知できるよう努める。		年度初めに、最新情報に更新したガイドブックを対象者全員に配布した。			引き続き年度ごとにガイドブックを更新し、最新の支援情報が漏れなく対象者に周知できるよう努める。		
②	事業者と情報共有しながら、サービス向上に向けて利用者のニーズに応えられるよう調整する。		双子の会や窓口で直接利用者の声を聴取し、ニーズの把握に努めた。			サービス向上に向けて、利用者の声を事業者に情報共有することで利便性を高める。		
③								
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		・タクシー等利用の移動経費補助は千代田、太田を除く20区。 ・家事・育児支援事業は22区。うち2区（江東、世田谷）が多胎児養育家庭のみを対象					
議会要旨	令和2年度9月会議 令和3年度11月会議 令和4年度決特		多胎児支援の「タクシー利用料金助成」における申請の簡略化について 多胎児世帯の移動手段の拡充について 多胎児世帯の「タクシー利用料金助成」の産前利用について					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域子育て支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	杉岡・齊藤		内線	3812・3816	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-05-04	地域子育て支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区親子ふれあい入浴事業補助要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	令和	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	子育て家庭への応援の気持ちを表すとともに、あらかわ遊園の利用を喚起するため、子どもの成長の節目に合わせたフリーパスの贈呈や家庭内では経験できない親子のふれあいの場として銭湯入浴の場を提供するなど、家族のコミュニケーションの円滑化と地域での子育て支援に資することを目的とする。							
対象者等	荒川区内の小学生以下の児童と保護者、20歳を迎えた成人。 ※荒川区親子ふれあい入浴事業については、荒川区内の中学生以下の子どもと保護者。							
内容	①親子ふれあい入浴 ・事業実施時期 年6回（6月～11月）実施。開催日は原則として開催月の第三土曜日 ・対象浴場 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部に加盟する浴場 ・補助交付団体 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部 （1）事務処理に要する補助 1浴場につき1回の実施に当たり5千円（22年度～）とする。 （2）浴料の割引を行った場合の当該割引相当額 （3）補助事業の宣伝広告等を行った場合は、当該宣伝広告等に要した経費（限度額10万円） ②あらかわ遊園フリーパスの贈呈 ・事業実施時期 区内在住の3歳児（健診案内送付時同封）に未就学児フリーパス、小学1年生（子ども医療証送付時に同封）に小学生フリーパス、20歳（二十歳のつどい）に大人フリーパスを贈呈する。							
経過	平成19年 荒川区親子ふれあい入浴事業補助を開始 平成21年 区民が家族のコミュニケーションを密にし、親子のきずなを深める契機とするため、毎月第三土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定 令和 5年 地域子育て支援事業として開始。子育て家庭への支援、応援の気持ちを表すため、あらかわ遊園のフリーパス引換券を子どもの成長の節目に贈呈。 令和 6年 荒川区親子ふれあい入浴事業について、対象を小学生から中学生まで拡大							
必要性	地域での子育て支援を応援するため、地域資源である公衆浴場やあらかわ遊園の振興に寄与している。							
実施方法	（ ☐ 1直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①ふれあい入浴：交付申請→交付決定→入浴料補助 ②フリーパス：3歳児は健診時、小学1年生は子ども医療証へ切替送付時、20歳は二十歳のつどいにて贈呈							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	ふれあい入浴 参加親子（延べ人数）	2,061	4,287	4,829	9,900	13,000	令和3年度は、新型コロナウイルスの影響による実施回数の減
	②	フリーパス利用率（%）	—	—	25	25	50	利用枚数/配付数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	地域の社会資源を活用した子育て支援策として、継続的に実施していく。						

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	11	需用費	事務用消耗品	16	需用費	事務用消耗品	62
負担金補助等	浴場組合補助	2,017	役務費	フリーパス郵送料	3	役務費	フリーパス郵送料	4
			使用料及び賃借料	フリーパス使用料	3,780	使用料及び賃借料	フリーパス使用料	4,150
			負担金補助等	浴場組合補助	2,222	負担金補助等	浴場組合補助	3,879

備考	行政費用の補助費等は、浴場組合に対する補助である。前年度と比較した給与関係費及び物件費の増加は、フリーパス贈呈事業の新規実施に伴うものである。
問題点・課題	・浴場組合と意見交換や情報共有を行い、より広く事業を周知するとともに、ニーズに応じた事業の充実を図っていく必要がある。 ・フリーパスの贈呈については、配付漏れなどが生じない様に各事業の担当部署と連携を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①		引き続き、浴場組合と意見交換を行い、連携を強化しながら事業を実施する。		浴場組合との意見交換を踏まえ、中学生への対象拡大も検討した。		対象を中学生に拡大するとともに引き続き浴場組合からの意見等を聴き、親子がふれあい入浴を利用しやすいように工夫していく。			
		②		フリーパス贈呈における配付漏れなどが生じないように各事業の担当部署と連携を図る。		各事業の担当部署と連携し、枚数チェック、納品方法及びスケジュール管理を徹底したことで適切に贈呈できた。		各事業において事務量の軽減及び事務内容の改善が図れるよう、納品から贈呈までのスキームを見直す。	
		③							
他 施 区 の 実 況		(実施 0 区		未実施 0 区		不明		22 区)	
議 会 質 問 状 況 (要旨)		親子ふれあい入浴の実施：江東、足立、葛飾、渋谷、目黒 子ども割引（無料）の日を実施：文京、江戸川、大田							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-14		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	杉岡		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-05-05	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業実施要綱・荒川区実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	保育所・認証保育所等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「あらかわベビーステーション」という。）の設置を促進するとともに、あらかわベビーステーションを広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。							
対象者等	乳幼児を養育する家庭							
内容	区内の保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館など子育て関係施設のほか、主要な公共施設に、気軽に利用できる授乳・オムツ交換スペースを設置し、こうした設備が備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定し、利用を呼びかける。 また、民間施設や商業施設にも、設置費用の一部を補助することにより、こうした設備の設置を勧奨し、「民間版あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として顕彰するとともに、広く周知し、乳児を抱えた保護者の外出を容易にすることを側面から支援する。 なお、認定施設は、東京都の同様の事業「赤ちゃん・ふらっと」に登録を行い、併せてPRする。							
経過	平成21年1月 あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業開始 東京都において乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱制定 令和6年7月末 67カ所認定 ①区役所 ②ゆいの森あらかわ ③ふれあい館15館 ④区立図書館4館、図書サービスステーション ⑤区立保育園全園（汐入こども園含む）、小台橋、ドン・ボスコ、おひさま、南千住七丁目、上智厚生館、にじの森、町屋、南千住 ⑥私立幼稚園等（黒川幼稚舎、ワタナベ学園） ⑦子育て交流サロン（きらきら、みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館 等） ⑧その他（あらかわ遊園、町屋文化センター、アクト21、エコセンター、総合スポーツセンター、荒川さつき会館、アトリエ・コッポラ、PaluPalu、はるな倶楽部、サンパール荒川、ふらっとにつぼり、ティムールフェルメール、八百バレエ教室、城北信用金庫、株式会社ドットエッジ 等）							
必要性	乳幼児のいる家庭が安心して外出を楽しめる環境を整備することは、子育ての孤立・負担感を解消するとともに楽しく子育てできるまちづくりのため、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	公共施設：設置認定 表示板の設置、施設改修、備品購入 民間施設：設置認定 表示板の設置、施設改修費・備品購入費補助							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ベビーステーション設置数	65	66	66	67	68	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を創出する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)備考

行政費用の物件費は、本庁舎を含む公立施設のベビーステーション用消耗品購入費、補助費等は民間施設の設置費用への補助である。

問題点・課題

- ・乳幼児がいる家庭が気軽に利用できるよう、区内全域にわたり設置していく必要がある。
- ・「あらかわベビーステーション」をより一層広く周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ホームページやチラシ等にて設置施設の募集を行い、公共施設の他、民間施設にもベビーステーションの設置を促していく。	新規に1施設設置した。	ホームページやチラシ等にて設置施設の募集を行う。ベビーステーションの基準を満たす子育て交流サロン等に申請を促す。
②	子育てアプリにより、見やすく分かりやすい情報を発信するよう努める。	適宜、最新情報を配信するように努めた。	ホームページ及び子育てアプリで最新の設置場所の情報を配信する。
③			

他 区 の 施 設 状 況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)			
	実施8区（墨田区、江東区、中野区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区） その他：都内1,592施設（令和5年3月現在）が東京都「赤ちゃんふらっと」として届出あり			

議 決	令和元年度予特	ベビーステーションでもオムツ専用のゴミ箱を置くべき
-----	---------	---------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-16		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		産後ケア事業		部課名		子ども家庭部子育て支援課		
				担当者名		杉岡		
				課長名		本木		
				内線		3812		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-05-06		産後ケア事業				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 29（ 2017 ）年度		根拠		荒川区産後ケア事業実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		05 親子の健康推進				
目的		産後ケアを必要とする産後における産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他の健康の維持及び増進に必要な支援を行うことにより、母子に対する支援体制を確立し、子育て支援の充実に資することを目的とする。						
対象者等		出産後1年以内で区内に住所を有し、産後ケアを必要とする者。						
内容		・実施内容(上限) 宿泊型（1泊2日～3泊4日）、日帰り型（4日）、訪問型（6回） ・ケア内容 ①産後における母体管理及び生活面の指導 ②乳房管理、乳房ケア ③授乳・沐浴指導 ④乳児の発達・発育相談 ⑤保健指導 ⑥食事の提供※訪問型は主に乳房ケアと相談を実施 ・区負担額 宿泊型：1日27,500円、日帰り型：1日18,000円、訪問型：1回4,500円 ・利用方法 利用者が事前に区へ申請を行い、承認を受けた後、実施施設に直接予約し利用。 ・実施施設 宿泊型:6施設、日帰り型:4施設、訪問型:5施設						
経過		平成29年度 荒川区産後ケア事業を開始（宿泊型、初産婦のみ対象） 平成30年度 対象者を拡大し、経産婦も利用可能とした。宿泊型に加え、日帰り型を開始。 令和元年度 訪問型（助産師が利用者自宅を訪問し、主に乳房ケアと相談を実施）を開始。 宿泊型実施施設追加（令和元年6月～）、訪問型実施施設追加（令和元年10月～） 令和2年度 受入対象を産後4か月未満から申請により1～2か月延長可能とした。 令和3年度 母子保健法の一部改正に伴い、対象期間を産後4か月から産後1年未満に延長し、訪問型の利用上限を3回から6回に拡大した。宿泊型実施施設追加（令和3年7月～） 令和4年度 訪問型実施施設を2箇所追加（令和4年4月～） 令和5年度 区負担額の見直し（負担割合（区:利用者=2:8）による算出から区負担額を定額に変更） 令和6年度 対象者について、産後支援を必要とする全ての産婦に拡大 利用料の所得区分の撤廃、多胎児加算の充実を導入						
必要性		心身の負担の大きい産後間もない母子の支援策として、必要な事業である。						
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 必要な施設基準と出産及び産後のケアに関する技量を有し、人員体制を備えた病院・助産院等に委託して実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	宿泊型延べ利用日数	291	451	707	750	500	
	②	日帰り型延べ利用日数	28	68	138	140	80	
③	訪問型延べ利用回数	761	1,291	1,316	1,530	1,800		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		家庭内で孤立しがちな産後間もない母子の支援策として、重要な法定事業であるため、重点的に推進していく。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,420	3,311	891	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	17,027	25,296	8,269		国庫支出金	9,014	13,203	4,189
		維持補修費	0	0	0		都支出金	9,014	13,203	4,189
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	18,028	26,406	8,378
		賞与・退職給与引当金繰入額	241	311	70		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,660	▲ 2,512	▲ 852
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		19,688	28,918	9,230	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,660	▲ 2,512	▲ 852
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,660	▲ 2,512	▲ 852

備考	行政費用の約9割を業務委託料に当たる物件費が占めており、利用実績増により増加している。また、本事業は国や都の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金及び都支出金の行政収入がある。
----	--

問題点	・全ての産後間もない母子のニーズに応えるために、利用対象者の見直しを行う。また、利用者の増加に対し実施施設や保健所等の関係機関との連携を強化する必要がある。 ・東京共同電子申請・届出サービスの終了に対応すること、及び登録に関する事務作業について効率化していくことが課題である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用対象者の拡大を行う。実施施設のケアの内容を利用者にわかりやすく周知すると共に、引き続き保健所との連携を更に強化する。	利用対象者を産後ケアを必要とする全ての者に拡大した。1施設閉院したため、区民の利便性と履行状況が良好な施設を新たに選定した。	利用対象者の拡大に伴う利用者の増加に対し、実施施設や保健所との連携を一層強化し、利用しやすい事業とする。
②	課税世帯、非課税世帯で利用料に差があること、多胎児世帯は多胎児の人数により利用者の負担が増えることに対し改善する。	所得に寄らない利用料の設定と、単胎児世帯に比べ多胎児世帯の利用料負担が大きい点について、財源確保等の検討を進めた。	既存の電子申請から新システムに移行する作業を進める。RPA等を利用した事務の効率化を進めている。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

議 決 会	平成31年度予算特別委員会 令和5年11月会議	産後ケア事業の周知を図るべき 産後ケア事業の拡充・誰もが使えるフレキシブルな制度の確立
-------	----------------------------	--

No1

事務事業コード		10-01-17		戦略プラン		●協働		○業務		○財務		○人事	
事務事業名		地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）				部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名		本木	
						担当者名		藤田		内線		3861	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-06-01		地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）									
事務事業の種類		○新規事業（○6年度 ○5年度）				○建設事業		●それ以外の継続事業					
開始年度		平成 6（ 1994 ）年度		根拠		荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱・東京都子育てひろば事業実施要綱							
終期設定		○有 ●無（ ）年度		法令等									
実施基準		○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準				計画区分		●計画		○非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		01		多様な子育て支援の展開							
目的		乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。											
対象者等		在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者											
内容		・事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進②子育て等に関する相談、援助の実施③地域の子育て関連情報の提供④子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上実施 ・子育て支援課所管のサロン（一般型）①直営：きらきら（旧子ども家庭支援センター）②補助：ドン・ボスコ、小台橋、みんなの実家@まちや、ami-ami、ilonaおやこの縁側、子ども村ふぁみ～る、らぶゆあせるふ、えん、Coco-ogu、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館、おぐぎんざおもちゃ図書館（出張：アクロス、尾久のはらっぱらっぱ、さくら通り、ilonaトコトコ） ・他課所管のサロン ゆいの森課（一般型）：ゆいの森あらかわ、学務課（連携型）：汐入こども園 保育課（連携型）：日暮里・熊野前・南千住駅前・南千住七丁目・にじの森 その他、都単独型として、児童青少年課（ひろば館）、区民施設課（ふれあい館）に計17か所											
経過		平成6年 地域子育て交流サロン 事業開始 平成28年 「子育て交流サロン配置の基本的方針」策定（文教・子育て支援委員会報告） 出張サロンの開設											
必要性		子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図る在宅育児支援として大きな役割を果たしており、必要である。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員） 直営サロンの運営及びサロン運営団体への補助											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)					
	①	地域子育て交流サロン全来所者数	49,692	60,443	67,305	80,000	100,000	ゆいの森を除く親子利用者					
	②	地域子育て交流サロン設置数（力所）	18	18	19	20	20						
③	地域子育て交流サロン（出張型）開設数（力所）	3	4	4	4	4	開設地域（荒川、町屋、西尾久）						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
重点的に推進		重点的に推進		子育ての楽しさを共有すると共に、在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、重点的に推進する。									

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		64,198	76,813	77,814	105,100	110,251	108,027	106,411
決算額（6年度は見込み）		64,186	72,707	73,982	101,833	108,881	103,986	106,411
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	利用者数（きらきら・ゆいの森除く）	79,078	70,206	38,087	42,169	53,460	61,779	72,000
	利用者数（きらきらサロン分）	13,264	10,250	7,965	7,523	6,983	5,526	8,000
	サロン設置数	15	16	16	18	18	19	20
	出張サロン数	3	3	3	3	4	4	4

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	2,256	報酬	会計年度任用職員報酬	60	報酬	会計年度任用職員報酬	60
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	439	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	0	報償費	育児講座講師謝礼	442
共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	353	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	0	需用費	サロン用絵本購入等	337
報償費	育児講座講師謝礼	381	報償費	育児講座講師謝礼	351	負担金補助等	サロン運営費補助	105,572
旅費	研修出張等旅費	0	旅費	研修出張等旅費	0			
需用費	サロン用絵本購入等	330	需用費	サロン用絵本購入等	326			
負担金補助等	サロン運営費補助	105,049	負担金補助等	サロン運営費補助	103,249			

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	14,212	15,719	1,507	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	403	326	▲ 77		国庫支出金	39,988	39,470	▲ 518
		維持補修費	0	0	0		都支出金	40,103	39,594	▲ 509
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	105,430	103,600	▲ 1,830		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	95	76	▲ 19
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	80,186	79,140	▲ 1,046
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,117	1,473	356		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 40,976	▲ 41,978	▲ 1,002
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	121,162	121,118	▲ 44		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 40,976	▲ 41,978	▲ 1,002
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	7	7		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	7	7	当期収支差額(e)+(h)	▲ 40,976	▲ 41,971	▲ 995		

備考	行政費用のうち9割以上をサロン運営費補助である補助費等が占めている。行政収入その他は、一時預かりの利用料収入である。
----	--

問題点	在宅で育児をしている保護者の孤立化防止や育児不安を解消するために、子育て交流サロン職員の相談対応力等、サロンの質の向上を図り、更にサロンと保健所及び子ども家庭総合センターとの連携に結びつけていく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、サロン間や保健所及び子ども家庭総合センター等関係機関との連携を強化することで、在宅育児支援の充実に取り組んでいく。	連絡会や研修等を実施し、職員のスキル向上を図るとともに、サロン間や関係機関との連携を更に強化して在宅育児支援の充実に取り組んだ。	引き続き、サロン間や関係機関との連携の強化を図りサロンの質の向上に努め、在宅育児支援等の充実を図っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和元年度2月会議 民間の活用も含めた増設と、アウトリーチ型の相談体制の強化の早期実現 令和5年度6月会議 子育て交流サロンの更なる拡充と一時預かりの拡充

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-18		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	杉岡		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-01	子育てボランティア団体育成支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援する仕組みを作る。							
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を養育する子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）							
内容	補助事業 ・対象となる事業・活動 ①子育て支援事業：就学前の児童を養育する子育て家庭に対して行う交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会等の実施 ②子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動 ・補助対象経費：事業・活動実施に必要な消耗品、玩具購入経費や会場費、専門的な相談や講座を実施する際の講師謝礼、保険料等 ・補助限度額：運営費 25万円／年 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ） ・補助団体：汐たま（南千住8丁目）							
経過	平成18年 3月 尾久主任児童委員による双子の会月1回開催 平成21年 4月 「ツインズIN荒川」多胎育児家庭のひろばを年4回開催 平成21年10月 「双子の会IN汐入」多胎育児家庭のひろばを年4回開催 平成22年 2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月1回開催（22年9月から月2回） 平成22年 4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定 令和 4年 3月 運営団体の規模縮小により、サニーサイドの補助事業を終了							
必要性	子育て家庭を地域で支え、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育て支援ボランティア団体の支援は重要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ボランティア団体への補助事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 助成団体数	2	1	1	1	2	令和4年度から補助団体が1団体に減少	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	子育てに関するボランティア団体の支援は必要な事業であることから、継続的に実施していく。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			500	500	500	500	500	250	250
決算額（6年度は見込み）			396	386	378	403	250	250	250
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	補助団体数		2	2	2	2	1	1	1
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	ボランティア団体補助	250	負担金補助等	ボランティア団体補助	250	負担金補助等	ボランティア団体補助	250	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	403	255	▲ 148	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	125	125	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	250	250	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	125	125	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	40	24	▲ 16		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 568	▲ 404	164
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		693	529	▲ 164	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 568	▲ 404	164
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 568	▲ 404	164

備考	行政費用の補助費等は、子育て支援ボランティア団体への補助である。補助費については、都費補助による歳入がある。
----	--

問	団体と意見交換をしつつ、ボランティア活動の促進を図る必要がある。
---	----------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	団体との意見交換や補助金事務の丁寧な説明を行うことで、ボランティア活動を支援する。	補助金事務に関して丁寧な説明を行った。	団体からの提案・意見をくみ取り、ボランティア活動の従事を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学習支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	藤田		内線	3861	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-08-01	学習支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	荒川区学習支援事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等	荒川区学習支援事業実施要領			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	子どもたちが自由に学習できる環境を整えとともに指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。							
対象者等	小学校5年生から中学校3年生まで							
内容	・実施日 毎週 月、水、金曜 ・実施時間 小学生16：30～18：00、中学生18：15～19：45 ・実施場所 生涯学習センター（教育センター研修室） ・利用負担 負担なし ・実施体制 コーディネーター3名、指導員10名程度を配置。 コーディネーターは、指導員の出勤日の調整、教材等の準備、全体の統括を行う。 指導員（学生ボランティア等）は、児童からの相談を受けたり、学習指導を行う。							
経過	平成24年6月 事業開始							
必要性	家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っている子ども等をサポートするために必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） コーディネーター及び指導員を配置							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	1日平均利用児童・生徒数（人）	10	10	9	14	20	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	重点的に推進		個別に学習相談や指導を行うことで、子どもの自立を促している。子どもの貧困対策のために重要な事業であるため、重点的に推進していく。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の約7割を学習ボランティア報酬費等の補助費が占めている。

- ・学力の向上及び自立支援を促すためには、指導員の確保が不可欠でありボランティア経費について検討する必要がある。
- ・学習支援を必要とするより多くの子供たちに利用してもらうための工夫が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都内の大学に募集を周知する等して、指導員の確保に努める。	首都圏の大学に周知して、指導員の確保につなげた。	引き続き学校機関や区内関係団体に事業の周知を行い指導員の確保に努めるとともにボランティア経費を検討する。
②	支援を必要とする子どもと、関係部署や子どもの居場所等の地域団体とをつなげるための連携を図っていく。	あらかわ子ども応援ネットワーク会議等で周知を行い、子どもを関係部署や地域団体につなげるための連携を図った。	引き続き関係部署や区内関係団体にも周知し、子どもの利用登録を進め、地域内での連携を図っていく。
③			

他 区 の 実 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	○生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業（足立区、大田区、墨田区、練馬区、葛飾区、千代田区、中野区、杉並区、港区、文京区、台東区、江東区、北区、板橋区、渋谷区）○ひとり親世帯の子どもを対象とした学習支援事業（江戸川区、品川区、新宿区、世田谷区、中央区、豊島区）					

況議	令和2年度決特 「放課後の児童に対する支援」 民間事業者も活用した支援の充実を図るべき
----	---

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子どもの居場所づくり事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	藤田	内線	3861		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-09-01	子どもの居場所づくり事業						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業費補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	地域の力を生かした子どもの居場所づくりを進めていく観点から、本事業を行う団体に対して、その実施経費の一部を補助することにより、民間による子育て支援事業を促進し、もって児童福祉の向上と子育て支援の充実を図る。							
対象者等	区内在住の18歳以下で、主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子ども及びその家庭							
内容	子どもの居場所づくり事業（対象：支援を要する子ども） ・居場所事業…①～③を一体的に実施し、週1回以上行う。 ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②食事を調理し、提供する事業 ③学習指導及び相談、進学相談等に関する事業 ・学習・体験事業…①②を一体的に実施し、居場所事業以外の日に行う。 ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②学習指導及び相談、進学相談、社会参加等に関する事業 ・アウトリーチ事業…不登校やひきこもりの子どもに対して自宅等に訪問し、交流、相談、学習支援等を実施し、外出機会の増加や子どもの居場所づくり事業への参加に繋げる事業 子ども食堂事業（対象：主に支援を要する子ども及びその家庭） ・子どもやその家庭が集い交流する場及び食事を調理し提供する事業							
経過	平成27年4月 事業開始 平成28年4月 事業内容・補助基準額の充実 平成29年度 子ども食堂事業補助を創設 令和 4年度 子どもの居場所づくり事業において、アウトリーチ事業を開始 令和 6年度 子どもの居場所づくり事業において、より幅広い団体への支援を可能とするために補助要件を緩和							
必要性	生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、不登校の子どもなど支援を必要とする子どもを対象に、食事の提供や学習支援を行う団体を支援することは、子どもが健全に成長し自立する上で必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業実施団体への補助事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	子どもの居場所づくり事業・子ども食堂事業補助団体数	14	13	14	16	20	R5年度は新型コロナウイルスの影響で1団体活動休止。
	②	子どもの居場所づくり事業参加（登録）人数	135	140	159	160	180	年度末時点の登録実人数
③	子どもの居場所づくりの満足度（%）	—	—	70	75	80	居場所に参加して良かったと感じる子どもの割合	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子どものために必要な事業であること、及び、中高生支援の充実を図る事業であることから、重点的に推進していく。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		13,350	17,817	17,317	16,615	20,879	16,898	32,175
決算額（6年度は見込み）		10,719	11,388	9,896	10,514	14,070	14,220	32,175
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	子どもの居場所づくり事業補助団体数	7	7	7	7	7	7	8
	子どもの居場所づくり事業延利用人数	5,168	5,794	4,691	5,095	6,303	6,676	7,599
	子ども食堂事業補助団体数	4	6	7	7	6	7	8
	子ども食堂事業延利用人数	2,429	2,313	715	1,331	1,529	1,907	2,100

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	1,562	報酬	会計年度任用職員報酬	1,596	報酬	会計年度任用職員報酬	1,677
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	313	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	332	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	620
旅費	費用弁償	0	旅費	費用弁償	0	旅費	費用弁償	1
負担金補助等	事業補助金	12,195	委託料	会計年度任用職員の採用前健康診断実施委託	11	負担金補助等	事業補助金	29,877
			負担金補助等	事業補助金	12,281			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	5,505	5,325	▲ 180	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	11	11		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	6,546	6,277	▲ 269
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	12,195	12,281	86		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	50	220	170
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,596	6,497	▲ 99	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	361	350	▲ 11	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,465	▲ 11,470	▲ 5	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	18,061	17,967	▲ 94	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,465	▲ 11,470	▲ 5	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,465	▲ 11,470	▲ 5		

行政費用のうち約7割を実施団体への補助金にあたる補助費等が占めている。補助費等の増は、新型コロナウイルス感染症対策における制限緩和による実施増によるものである。

問題点	・支援が必要な子どもが適切に子どもの居場所づくり・食堂事業につながるために、子ども家庭総合センター等の各関係機関との効果的な連携が必要である。 ・食事を実施していないボランティア団体も補助対象となることができるように、事業の仕組みを変えていく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各所管や各団体との連携体制づくりを強化するため、応援ネットワーク会議等を活用し、情報交換を促進していく。	各所管や各団体との連携体制づくりを強化するため、応援ネットワーク会議等において、積極的な情報交換を行った。	支援を要する子どもが適切な支援につながるよう、各所管課や各団体等と連携体制を強化する。
②	各団体の意見を丁寧にくみ取り、関係機関と連携して対応することで、継続的な活動実施を支援していく。	各団体の意見や社会情勢等も踏まえ、物価高騰対応のために補助金の一部増額を行った。	各団体の活動状況や社会情勢を考慮しながら、各団体が継続して活動できる仕組み作りをしていく。
③			

他 区 施 状	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)		
	社会福祉協議会が実施する補助金や基金による補助金を含む。								

況 議 会 質 問 状 (要旨)	令和2年度2月会議	学習支援を行っているボランティア団体へ教員免許資格のある人材を派遣すべき また、区としてしっかり支援をしていくべき
	令和4年度6月会議	原油価格・物価高騰に伴う子ども食堂等への支援をすること
	令和5年度9月会議	居場所づくり事業への更なる支援の充実を図ること
	令和6年度6月会議	活動を継続的かつ安定的なものにするために、区の支援をさらに充実する必要がある

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等保育料保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	石井	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-10-01		私立幼稚園等保育料等保護者補助					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	都保護者負担軽減事業費補助金交付要綱・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立の幼稚園間の保護者負担の格差是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。							
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に次の経費を納入した保護者							
内容	・補助上限額 【入園料】70,000円（年度に1回）※区内園の入園料：90,000円（3園）、60,000円（1園） 【保育料】308,400円（年額・全世帯一律・施設等利用費）、63,600円～148,400円（年額・世帯状況及び住民税額に応じて変動・保護者負担軽減補助金〔都・区〕）※一部の対象者には園則で定めるその他納付金（冷暖房費等）等に対しても補助あり。入園時一括納付分は対象外。 ・対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属幼稚園 【特定負担額】42,000円～148,400円（年額・世帯状況及び住民税額に応じて変動・保護者負担軽減補助金〔都・区〕・入園時一括納付分は対象外。） ・対象施設 新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園 ・支払回数 【入園料】年4回・随時、【保育料・特定負担額】年2回：上期分（4月～8月分までの5か月分）、下期分（9月～3月分までの7か月分）							
経過	【入園料】※令和5年度から保育料と入園料のシートを統合 平成20年度 区立幼稚園入園料廃止に伴い、一律70,000円（限度額）とした。 平成27年度 子ども子育て支援新制度の開始に伴い、ワタナベ学園（新制度）は補助対象外とした。 令和 5年度 黒川幼稚園舎が認定こども園（新制度）に移行し、補助対象外とした。 【保育料・特定負担額】 令和元年10月以降 施設等利用費と保護者負担軽減補助金の合算額：第1・2子の課税世帯は330,000円（上限額）、第3子及び非課税世帯は最大で年額456,800円（上限額）。補助要件としていた住民税及び国民健康保険料の滞納の有無については無償化に伴い撤廃 令和 5年10月以降 第2子及び第3子判定における兄・姉の年齢制限を撤廃 令和 6年度 保護者負担軽減補助金〔区〕の拡充：第1・2子の課税世帯、第3子の一部課税世帯（特定負担額）							
必要性	私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の経済的負担を軽減する補助事業は必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払代理受領園については4月及び9月に概算払い、8月及び翌年3月に精算							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	入園料補助率（人数ベース）[%]	100	100	100	100	100	補助者数／入園料補助対象者数
	②	保育料補助率（人数ベース）[%]	100	100	100	100	100	補助者数／保育料補助対象者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	重点的に推進	幼児教育の重要性及び保護者の負担軽減を図るために必要な事業であるため、重点的に推進する。						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等預かり保育料保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	阿部		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-10-02	預かり保育料保護者補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	子ども・子育て支援法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、園に支払った預かり保育料の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。							
対象者等	私立幼稚園等に在籍する新2・新3号認定を受けている園児の保護者及び1号・新1号認定を受けている第2子以降満3歳園児の保護者 ※ただし、父母それぞれが就労している等「保育の必要性」の要件を満たす必要あり							
内容	・補助内容 補助対象経費：園に支払った預かり保育料 補助上限額：年額135,600円上限（月11,300円×在籍月数） （新3号認定及び第2子以降満3歳園児の場合、補助上限額：年額195,600円上限（月16,300円×在籍月数）） ※（参考）国基準における補助上限額：日額450円×預かり保育の利用日数（月11,300円上限）							
経過	令和元年10月 幼児教育・保育の無償化の一環として開始。 令和 5年10月 対象を1号・新1号認定を受けている第2子以降満3歳児の保護者まで拡充。							
必要性	就労している保護者に対する預かり保育料の補助は重要であり、無償化により認可保育園の保育料が無料となったこととの公平性の観点からも、本補助事業は必要である。							
実施方法	☐ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ・保護者が個人申請を行い交付決定の上、支払（申請受付：10月・3月、支払：11月・5月）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	預かり保育利用率（％）	20.6	20.1	23.8	24.0	25.0	預かり保育利用者数／園児数
	②	1人あたりの平均利用日数	68	80	73	80	85	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,613	1,698	85	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	2,651	3,912	1,261
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,325	2,836	1,511
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	13,725	14,873	1,148		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,976	6,748	2,772	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	160	160	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,522	▲ 9,983	1,539	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	15,498	16,731	1,233	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,522	▲ 9,983	1,539	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,522	▲ 9,983	1,539		

備考	行政費用の大半を保護者に対する補助金に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の増加は、利用者数が増加したためである。
----	---

問題	共働き世帯の増加等により保育所利用のニーズが高まる中、私立幼稚園等での預かり保育を積極的に周知し、私立幼稚園等を希望する仕事をもつ保護者に利用いただくことで、保護者の負担軽減を図っていく。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き当補助金の周知に努め、各園にも補助内容を理解してもらい、保護者への申請依頼等で連携を強化する。	ホームページや案内通知等で周知を行い、園との連携を図りながら滞りなく補助金交付を行った。	補助金の事業内容について園や保護者に向けた周知を行い、円滑に補助金交付を進めていく。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	22区が国基準で実施。区独自上乗せ補助は荒川区のみ。					

議 会 質 問 状 況
(要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等給食費保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	石井		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-10-03	給食費保護者補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	東京都子供・子育て支援交付金補助要綱等					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、給食費等の一部を補助することにより、保護者の実費負担の軽減を目的とする。							
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に給食費を納入した保護者							
内容	・補助上限額 7,500円/月 ※子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園等に通う「年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子ども」については、幼稚園の定める給食費から公定価格を差し引いた副食費加算の差額を幼稚園に支払う。 ・対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園、国立大学附属幼稚園 ・支払回数 年2回 上期分（4月～8月分までの5か月分）、下期分（9月～3月分までの7か月分）							
経過	令和元年10月 補助開始 ※給食の実施状況（R6.6.1現在。区内私立幼稚園等のみ記載） 北豊島幼稚園 自園調理による給食（週5回。弁当持参の日あり） 真成幼稚園 給食（週4回：月/水/木/金） 道灌山幼稚園 牛乳のみ（週5回） 友の季ひまわり幼稚園 給食（週5回） ワタナベ学園 給食（週4回：月/火/水/金）、牛乳のみ（週1回：木） 黒川幼稚舎 自園調理による給食（週5回）							
必要性	令和元年10月以降、幼児教育・保育無償化の中に位置づけられた。私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の実費負担を軽減する補助事業は必要である。							
実施方法	（☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払代理受領園については4月及び9月に概算払い、8月及び3月に精算							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	給食費補助率（人数ベース）[%]	99	99	98	99	100	補助者数/私立幼稚園等園児数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。						

[illegible]

備考	行政費用の大半を私立幼稚園等保護者への補助に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の減については、補助対象者となる園児が減少したことによるものである。
問題点・課題	・補助対象者に制度を分かりやすく伝え、申請の不備及び受給漏れを防止していく必要がある。 ・各園と連携し園児の異動情報及び給食の提供状況を正確に把握するとともに、支払事務の効率化が必要である。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	各園に協力を求め、園児ごとの給食の提供状況や費用を詳細に把握し、支払事務の適正化に努める。			各園と連携を図り、給食の提供状況や園則及び園児の入退園・転出入等の異動情報を把握し、補助対象者へ適切に通知し支払いした。			各園に協力を求め、補助対象者の範囲と費用を適切に把握し、申請が負担なく確実に行われるように対象者への案内を徹底する。		
②	各園の事務作業の負担軽減及びチェックミスを防止するため、申請書類の様式改善や事務スキームの見直しを進める。			各園の事務手続きの進捗状況を適切に管理し、園の事情に合わせた申請書類作成の支援を実施することで、適切に補助金を交付した。			申請書類の文言及び様式改善を進め、早期に申請依頼等を行うことで、各園の事務手続きの負担軽減や事務スキームの見直しを図る。		
③									
他 施 区 の 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和元年度6月会議 幼児教育の質の向上について（幼児教育・保育の無償化）								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-26		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		私立幼稚園等補助事業		部課名		子ども家庭部子育て支援課		
				担当者名		阿部、石井		
				課長名		本木		
				内線		3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-10-04		私立幼稚園等教育環境整備補助				
		01-10-05		預かり保育補助				
		01-10-07		安全推進事業費補助				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 13（2001）年度		根拠		荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱等		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的		区内私立幼稚園等が魅力ある園づくりや施設の安全性の向上を図るため教育環境整備を行った場合に、その経費の一部を補助し、幼児教育の振興と充実を図る。						
対象者等		私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者						
内容		・教育環境整備補助 施設整備費等350万円、教員研修費等20万円、図書購入費 在籍園児数×1,000円 ・預かり保育補助 預かり保育事業に係る経費 園児数や実施時間によって上限が異なる。 ・安全推進事業費補助 防犯カメラ、インターホン等の安全対策に要する経費 30万円 ・施設整備費補助 老朽化施設の改修、耐震補強工事に要する経費 工事費×1/2 ・協会補助 荒川区私立幼稚園等協会の事業費 75万円 ・防災備蓄品購入補助金 各園の4月1日時点の実施定員数×540円 ・学級補助員配置補助 学級補助員に係る人件費（原則1学級当たり1名） ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業助成金 各園50万円 ・物価高騰対策補助金 実施定員数×3,500円（1人当たり・R4年度） ・物価高騰緊急対策補助金 在籍児童数×単価（1人当たり・R4年度1,465円、R5年度719円） ・多様な他者との関わりの機会創出事業費補助						
経過		平成13年度 教育環境整備費補助、施設整備費補助を開始 平成15年度 預かり保育補助を開始 平成19年度 安全推進事業費補助を開始 平成20年度 教員研修費等補助を開始 令和2～5年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助 令和 4年度 教育環境整備費補助の対象経費に図書購入費を追加。地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策補助金・物価高騰緊急対策補助金を追加。防災備蓄品購入補助金を追加。 令和 5年度 物価高騰緊急対策補助金を追加。学級補助員配置補助を追加。 令和 6年度 私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金によりバス安全装置等の設置を補助 多様な他者との関わりの機会創出事業費補助開始						
必要性		幼児教育の振興と充実を図るため、引き続き補助することが必要である。						
実施方法		（☐ 直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 事業実施数	6	9	11	8	8		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進		重点的に推進	私立幼稚園の特色のある幼児教育の推進及び教育環境を向上させることは重要であるため、重点的に推進する。					

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費（歯科検診用器具）	26	需用費	消耗品費（歯科検診用器具）	40	需用費	消耗品費（歯科検診用器具）	40
委託料	その他の委託料（滅菌消毒委託）	33	委託料	その他の委託料（滅菌消毒委託）	53	委託料	その他の委託料（滅菌消毒委託）	66
負担金補助等	その他の補助及び交付金	37,489	負担金補助等	その他の補助及び交付金	54,733	負担金補助等	その他の補助及び交付金	67,607
	新型コロナウイルス対策補助	1,808	使用料及び賃借料	AED賃借料	117	使用料及び賃借料	AED賃借料	117
	物価高騰対策補助	3,574						
	物価高騰緊急対策補助	5,190						
使用料及び賃借料	AED賃借料	117						

備考	行政費用の大半を私立幼稚園の教育環境整備等のための補助金に当たる補助費等が占めている。前年度と比較して補助費等が増加したのは、令和5年度から学級補助員配置補助を実施したためである。令和5年度の行政収入都支出金の減少は、令和4年度にあった地方創生臨時交付金の歳入がなくなったものである。
問題点・課題	・当補助金の対象経費は、図書購入費補助や特別支援教育補助等、多岐に渡るので、他の補助制度と重複して交付しないよう適切な活用を図りながら、制度内容や事業方法について、わかりやすく周知、説明していく必要がある。 ・私立幼稚園の安定的な運営を支援するために臨機応変に補助事業を展開していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	当事業の補助対象経費の範囲が拡大したため、制度内容や事業方法についてわかりやすく周知及び説明し、適切な活用を進める。	対象園に制度内容や事業方法について周知を徹底し、情報共有を図ることで当初予定していたすべての事業の補助金を交付した。	各園の状況に合わせて適切な補助金活用の提案を行い、事務手続きのサポートを展開していくことで、より一層の活用を図る。
②	必要に応じて、新事業を実施・補助内容を拡充するなど、園に対し状況に見合った適切な負担軽減を図る。	経済情勢を踏まえ、必要に応じて補助金の内容を拡充し、新たに補助金を展開するなど園の負担軽減を図れた。	補助対象事業について経済情勢を見極めながら園の安定的な運用に向けて必要かつ適切な補助を選択し実施していく。
③			
他 施 区 の 実 況	（実施 18 区 心身障害児関係補助：16区（港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾） 健康管理補助：9区（新宿、江東、品川、大田、世田谷、渋谷、杉並、北、葛飾）	（未実施 4 区 不明 0 区）	
議 会 （ 要 質 問 状 ）	平成30年度2月会議 令和2年度2月会議 令和2年度2月会議 令和2年度2月会議	私立幼稚園図書購入助成について 都の特別支援教育補助は申請しづらいので、区が支援すべき。 私立幼稚園の定員の見直しについて 私立幼稚園における絵本の支援について	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-33		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等教諭支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	阿部		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-10-06	職員宿舍借り上げ支援補助						
	01-16-02	私立幼稚園教諭奨学金事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	区内私立幼稚園等に就職した者の奨学金返済費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行うとともに、区内私立幼稚園等設置者が幼児教育に従事する職員用の宿舍を借上げる場合に、その経費の一部を補助することで、保育人材の確保、定着及び離職の防止を図り、幼児教育の振興と充実を図る。							
対象者等	【奨学金】奨学金を利用して幼稚園教諭免許を取得し、常勤の幼稚園教諭として採用され、区内に存する私立幼稚園等に就職した日から起算して5年未満でなおかつ、自ら奨学金を返済している者 【宿舍借上げ】区内私立幼稚園等の設置者							
内容	・補助対象経費 【奨学金返済】 奨学金を返済するために要する経費 【宿舍借上げ】 宿舍借り上げに要する経費（賃借料及び管理費等） ・補助上限額 【奨学金返済】 年額20万円（ひとり親家庭等は30万円） 【宿舍借上げ】 年額861,000円（71,750円/月） ※宿舍借上げは、補助対象経費と82,000円を比較し、いずれか少ない額に8分の7を乗じて得た額が月額補助額 ・支払回数 【奨学金返済】 年2回 上半期分（4月～9月分）、下半期分（10月～3月分） 【宿舍借上げ】 年1回							
経過	令和2年4月 事業開始 ※令和5年度から私立幼稚園教諭奨学金事業費と職員宿舍借り上げ支援補助のシートを統合							
必要性	私立幼稚園等の人材の確保と定着及び離職防止を図るために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 個人（奨学金の場合）または各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助実施人数（奨学金）	3	2	1	2	4		
	② 補助実施園数（宿舍借り上げ）	1	2	1	2	4		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		保育園に勤務する保育士と同様、私立幼稚園等における保育を担う人材を確保するための事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額				—	1,600	600	5,105	2,422	2,222
決算額（6年度は見込み）				—	0	587	1,981	1,031	2,222
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	補助実施人数（奨学金）				0	3	2	1	2
	補助実施人数（宿舍借り上げ）				3	3	3	1	2
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	その他の補助及び交付金	1,981	負担金補助等	その他の補助及び交付金	1,031	負担金補助等	その他の補助及び交付金	2,222	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,613	425	▲ 1,188	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,981	1,031	▲ 950		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	160	40	▲ 120		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,754	▲ 1,496	2,258
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	3,754	1,496	▲ 2,258		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,754	▲ 1,496	2,258
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,754	▲ 1,496	2,258		

備考	行政費用の約7割を私立幼稚園教諭等への補助に当たる補助費で占めている。前年度と比較した補助費等の減少は補助者数が減少したためである。
----	--

問題点・課題	・奨学金事業は、対象者に就職した日から5年未満という期間の定めを設けていることから、適切な時期に当該補助制度が活用されるよう私立幼稚園等に協力を得ながら本事業を有効的に活用し教員を園に定着させることを目指す必要がある。 ・宿舍借り上げ事業についても私立幼稚園等に協力を得ながら本事業を有効的に活用し教員を園に定着させることを目指す必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	私立幼稚園と連携し、教育実習生や新規採用職員に対して補助金制度を周知することで、人材確保と計画的な運用を促進していく。	奨学金事業に関するチラシを各園へ送付し、職員等への周知に活用してもらった。	奨学金事業に関するチラシやホームページを活用することで、事業利用を促進していく。
②	宿舎借り上げ事業に関するFAQ（よくある質問）等を作成し、園に配付することで理解を深めてもらい利用促進を図る。	宿舎借り上げ事業のFAQを活用し、園への事業内容周知や利用促進を行った。	宿舎借上げ事業の周知に努め、各園での人材確保に積極的に活用してもらおうよう促す。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 2 区)		未実施 20 区		不明 0 区)	
	・幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金：足立区・葛飾区のみ ・幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金：足立区のみ					

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-34		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	阿部		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-11-01	多様な事業者の参入促進・能力活用事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 3	（ 2021 ）	年度	根拠	子ども・子育て支援法第59条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	幼児教育・保育無償化の対象とならない満3歳児以上の幼児の保護者に対し、施設等利用料（保育料）を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。							
対象者等	対象者は、幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件を満たす無認可幼児施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者							
内容	・対象経費は保護者が施設に支払う保育料。別途徴収される教材費や給食代等は対象外。 ・基準額は幼児1人あたり月額20,000円 ただし、利用する施設等の過去3か年の平均月額保育料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額保育料を基準額とする。 ・令和6年5月1日時点、対象施設は2施設。 東京朝鮮第一幼初中級学校（荒川区） 補助額18,000円/月 東京朝鮮第四幼初中級学校（足立区） 補助額20,000円/月							
経過	令和3年度	事業開始						
		対象施設は区内1施設。東京朝鮮第一幼初中級学校 補助額14,000円/月。						
	令和5年度	東京朝鮮第一幼初中級学校の保育料が令和4年4月1日から20,000円/月に変更されたことに伴い、補助額を16,000円/月に変更。						
	令和6年度	東京朝鮮第四幼初中級学校を対象施設に追加。 東京朝鮮第一幼初中級学校の補助額を18,000円/月に変更。						
必要性	多様な事業者の参入促進及び能力活用とともに、保護者の経済的負担の軽減のために必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
	国基準に基づき対象施設を決定→対象施設の保護者に対し、対象施設を通じて申請書を送付→申請受付・補助交付							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	補助率（人数ベース）（%）	100	100	100	100	100	申請者に対する補助実績
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	教育振興及び保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。						

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	その他の補助及び交付金	3,206	負担金補助等	その他の補助及び交付金	2,716	負担金補助等	その他の補助及び交付金	2,808

備考	行政費用は、補助費等が7割以上を占める。前年度と比較した補助費等の減少は補助者数が減少したためである。
問題点・課題	・対象施設やその保護者に対して、事業の内容や申請にあたっての周知、説明等が必要である。

問題点・課題の改善策										
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続き周知に努め、他の自治体にも対象施設の有無等について確認をする。			対象施設を新たに決定するにあたり、他自治体や対象施設との連携を図った。			適切な補助金交付に努めるとともに、引き続き周知を行う。			
②										
③										
他 施 区 状 況 実	（実施 3 区			未実施 0 区			不明 19 区）			
	大田区（朝鮮学校等）、世田谷区（森のようちえん）、足立区（朝鮮学校）									
議 況 （ 要 質 問 状	令和2年度2月会議 令和2年度2月会議 令和5年度2月会議			国の調査による9万円補助に加担してはならない 国の新たな補助制度（当該事業）に区は加担してはならない 国の補助制度への区に加担は廃止を						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-35		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	外国人学校保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	阿部		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-12-01		外国人学校保護者補助					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。							
対象者等	生徒等と同一の世帯に属し、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（当該年度の4月1日以降、荒川区において住民基本台帳に記録された日本国籍以外の者に限る。）かつ、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない等の必要な要件を満たしている者。							
内容	・ 実施方法 各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 ・ 周知方法 ①区報(4月号)に掲載 ②代理申請学校(区外含む)へ在校生の有無を確認 ・ 補助額 7,000円/月 ・ 対象課程 幼稚園・小学校・中学校課程 ・ 対象校 原則東京都の各種学校名簿登録の外国人学校（朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等）） ・ 支払時期 原則半期ごと（11月、4月）							
経過	区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始（開始時補助額1,000円/月、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた） 平成 8年度 幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月） 平成10年度 補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。 平成11年度 幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。 平成14年度 幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3カ年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。 平成25年度 代理申請受領制度を廃止し、保護者の個人口座に支払うこととした。 令和 3年度 幼稚園相当課程については、国制度である多様な事業者の参入促進・能力活用事業に移行し、本事業の対象から除外。							
必要性	外国人学校の授業料は、公立小中学校が無料であることに比べ高額であり、負担の軽減が求められている。また、外国人も、日本人同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、保護者にとって過度な負担とならないよう一定の配慮が必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 外国人学校に通う保護者からの「調書」受付 補助対象要件に当てはまる保護者（設置者）に申請書送付→申請受付・補助交付							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	補助率（人数ベース）[%]	95.1	93.2	94.5	94.3	94.3	補助者数/在校生数（「調書」提出者数）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	教育振興及び保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	807	849	42	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	12,565	11,949	▲ 616		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	42	0	▲ 42		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	80	80	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,494	▲ 12,878	616		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	13,494	12,878	▲ 616	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,494	▲ 12,878	616				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,494	▲ 12,878	616					

備考

行政費用はの9割以上を外国人学校在籍生徒の保護者補助金にあたる補助費等が占めている。

問題点・課題

- ・個人申請の学校に在籍する保護者に対して、申請漏れがないよう、在籍校に事業の周知を促す必要がある。
- ・補助要件に納税状況の確認があるため、確認漏れがないよう注意が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き対象校に周知依頼を行い、申請漏れ等が無いように努める。	対象校に周知依頼を行い、連携を図った。	学校との連携を図りながら、区内在住の生徒がいる学校への事業周知を促す。
②	引き続き在籍確認や納税状況等の確認を徹底することで、公平な補助金交付に努める。	在籍状況や納税状況の確認を行い、公平な補助金交付に努めた。	在籍状況や納税状況を把握するため、学校や関連部署と連携し、適切な補助金交付を行う。
③			

他 区 の 実 状	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）			
	・ 22区平均（平成29年度単価） 約7,800円（月額）		最高額（大田）月額11,000円 最低額（千代田、新宿、豊島、足立）月額6,000円	

況 議 （ 會 質 問 状 ）	平成26年度6月会議	朝鮮学校の保護者への補助金を廃止すること。
	平成27年度6月会議	神奈川県の実例のように総連への補助金横流しがないか確認を。日本を貶める補助金を廃絶すべき。
	平成29年度9月会議	外国人学校保護者補助金は早急に廃絶すべき。
	令和2年度2月会議・令和5年度2月会議	外国人学校保護者補助金の全廃を求める。

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-36		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	こども家庭センター		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	杉岡	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-17-01		子育て世代包括支援センター事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	母子保健法第22条、児童福祉法第10条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代の安心感の醸成を図るため、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談等に対応するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。							
対象者等	区内に住所を有する全ての妊産婦、子育て世帯、子ども							
内容	荒川区こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期の各期における切れ目のない以下の支援等を提供する。また関係部署と連絡会を実施の上、連携を図る。 ①妊娠期（健康推進課・子育て支援課） - 妊娠届出書提出時にすべての妊婦を対象に保健師等専門職による妊婦面談（ゆりかご面接）実施 - アプリによる子育て支援情報の発信 ②出産・新生児期・乳幼児期（健康推進課・保育課・子育て支援課・子ども家庭総合センター） - 産後ケア事業等各種事業のほか、予防接種・健康診査の実施 - 保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対し、各家庭の希望や状況に合う保育情報の紹介 ③学童期・思春期・青年期（子育て支援課・子ども家庭総合センター） - 子どもと家庭に関する相談に関し、状況に応じた専門的かつ総合的な支援を実施							
経過	平成28年5月 児童福祉法等の一部を改正する法律 成立 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化される。 平成29年4月 改正母子保健法施行 区市町村の子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となる。 平成31年4月 荒川区子育て世代包括支援センター（直営）を設置 令和 4年6月 児童福祉法等の一部を改正する法律が成立（令和6年4月施行）し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置が努力義務となる。 令和 6年4月 児童福祉法改正より子育て世代包括支援センター事業からこども家庭センターへ移行							
必要性	妊娠期から子育て期までを継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を行うために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 関係所管課において、定期的に情報共有及び意見交換し、連携することにより切れ目のない支援を実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	荒川区子育て世代包括支援センター連絡会の開催	11	12	12	—	—	月に1回定期開催※R3は、コロナの影響により中止有
	②	こども家庭センター連絡会の開催	—	—	—	12	12	令和6年度より子育て世代包括支援センターから移行
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		妊産婦又は児童を養育する保護者等に対し、切れ目のない支援を行うことは必要であり重点的に推進する。				

(単位：千円)問題点・課題

- ・ 妊娠期から出産、子育て期にわたり多様なニーズに応えられるよう、きめ細やかな支援が必要である。
- ・ 必要な支援が行き届かないことがないよう、積極的に関係機関等にアウトリーチを行う必要がある。
- ・ 母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として開設したこども家庭センターにおいて、対象者へ適切な支援が行えるよう、必要に応じて業務内容等を改善していく必要がある。

①

施
状
況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	杉岡	内線	3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-05-03	託児サポーター						
	01-10-01	ファミリー・サポート・センター事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠	子育て援助活動支援事業実施要綱、荒川区ファミリー・サポート・センター・事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者により構成される会員組織で、会員相互の援助活動を実施することにより、仕事と育児の両立のための環境整備及び地域の子育ての支援を目的とする。また、託児サポーター事業においては子育て家庭の社会活動への参加促進を目的とする。							
対象者等	【ファミリー・サポート・センター事業】満6か月から小学6年生までの児童 【託児サポーター事業】概ね6か月から小学3年生までの児童 ※援助を行う者は、保育士等の有資格者または協力会員養成講座を修了した者等							
内容	【ファミリー・サポート・センター事業】 ・ファミリー・サポート・センターの設置：会員登録、利用会員と協力会員の調整、講習会の開催等 ・相互援助活動：園や学校への送迎、園等の始業時間前又は終業時間後の対象児童の預かり等 ・報酬：利用会員は協力会員に直接（午前9時～午後5時720円/時、左記以外の時間帯840円/時）支払う 【託児サポーター事業】 ・事務局の設置：利用団体及び託児サポーター登録、会員相互の調整、広報活動等 ・相互援助活動：区・民間団体等（利用団体）から利用の申込みがあった場合、事務局が託児サポーターと調整の上、託児場所において一時的に預かるサービスを提供 ・報酬：利用団体は託児サポーターに直接現金（1,220円/時）で支払う							
経過	平成 9年度	エンゼルプラン策定、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラム中の「地域における育児相互援助活動の支援」事業化						
	平成10年9月	福祉公社の自主事業として開始						
	平成11年4月	厚生労働省補助事業として再編・実施						
	平成12年度	福祉公社廃止に伴い荒川区社会福祉協議会に事業委託						
	平成14年4月	従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども開始						
	平成19年11月	託児サポーター事業開始						
		社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられる						
	平成27年4月	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）						
	※令和5年度から託児サポーター事業を本シートに統合した。							
必要性	核家族化が進む中で地域で互いに支え合う相互援助活動として、また、利用者の意向に基づき場所や時間を問わず利用できるサービスとして継続する必要がある。託児サポーター事業においては、子育て家庭の社会活動への参加を促進するため必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区社会福祉協議会に委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ファミリー・サポート・センター事業活動回数	5,482	5,627	5,381	5,865	6,000	R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数減
	②	託児サポーター事業派遣回数	47	76	106	120	125	R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数減
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	地域における育児の相互援助活動を推進する事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,210	1,274	64	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	12,083	12,768	685		国庫支出金	3,668	3,881	213
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,668	3,881	213
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	7,336	7,762	426
		賞与・退職給与引当金繰入額	120	120	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,077	▲ 6,400	▲ 323
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		13,413	14,162	749	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 6,077	▲ 6,400	▲ 323
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 6,077	▲ 6,400	▲ 323	

借	行政費用の大半は業務委託料に当たる物件費が占めており、国庫補助及び都費補助による歳入がある。
---	--

問題点	・ファミリー・サポート・センター事業及び託児サポーター事業において、協力会員を安定的に確保するとともに、協力会員の質の向上を図るため、研修や経験によって得たノウハウ継承の機会をもうける必要がある。 ・会員登録機会の回数・実施日・方法について事務局と適宜連携をとり、サービスの利便性を高めるよう努めていく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	協力会員を継続的に確保するため、SNS等を活用しつつ、サービスの質を維持できるよう取り組む。	会員確保について、SNSや区報等の活用、通知等での勧誘を行った。新たに、ベテラン会員による託児経験のノウハウ継承の機会を設けた。	協力会員を継続的に確保するため、SNS等を活用しつつ、研修等の機会を設け、サービスの質を維持できるよう事務局と連携する。
②	アドバイザーと連携を図り、会員登録についての課題を把握し、サービスの利便性を高める。	会員登録の機会を増やすために、現場の状況を事務局から聞き取る等、課題の整理に努めた。	会員登録から利用までの手続き等について、事務局と連携しながらサービスの利便性向上を図る。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	※託児サポーター事業においては、他区について、区イベント等のための託児サービスは実施しているが、託児サポーター事業を実施しているのは荒川区のみ。			

況 議 会 質 問 要 旨	令和元年度2月会議	在宅育児家庭訪問事業の早期実施、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促すための仕組みづくりを実施すること
	令和5年度2月会議	協力会員の量と質の確保、利用会員の登録のための説明会についての見直し等、制度をさらに広げて取り組みをすること

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-39		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		入院助産措置費		部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名		本木			
				担当者名		沼田、竹端		内線		3815			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-05-01		入院助産事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度		根拠		児童福祉法第22条・第36条、荒川区児童福祉法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		施行細則第15条、入院助産実施要綱							
実施基準		☐ 法令基準内		☒ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援							
目的		経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成し、安心して助産を受けられる制度を設け、もって母子の福祉増進に資することを目的とする。											
対象者等		保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院し出産することができない妊産婦（主に住民税非課税世帯・生活保護受給世帯）											
内容		認可された助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 利用者負担額は、所得税額等に応じて異なる。（荒川区児童福祉法施行細則参照） ①入院料・処置料及び健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 入院時食事療養費 ②分娩介助料 237,720円 ③胎盤処置料 実費 ④新生児介補料 1日3,810円 ⑤新生児用品貸与料 1日500円 ⑥新生児介補料加算 1日3,190円 ⑦保険料 12,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料）											
経過		平成12年 都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした） 平成21年1月 産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった 平成27年1月 保険料30,000円→16,000円に減額 平成27年4月 分娩介助料200,090円→201,480円に増額 平成28年4月 分娩介助料201,480円→209,180円に増額 平成29年4月 分娩介助料209,180円→236,200円に増額 令和 2年7月 区児童相談所設置に伴い、都立施設の措置が区に移管 令和 4年1月 保険料16,000円→12,000円に減額 令和 6年4月 分娩介助料236,200円→237,720円に増額											
必要性		法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産をするための児童福祉事業として、極めて必要性が高い。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口申請（助産施設入所申込書記入）→面接記録表作成→訪問調査→助産の実施の承諾（申請者・病院）→病院へ費用支払い（医療費については、国保連等を通じて支払う）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	入院助産決定件数	6	5	5	5	6						
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産できるよう、法定の児童福祉事業として必要な事業であり、継続して実施する。									

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		5,907	6,137	8,035	5,126	4,914	5,409	5,221
決算額（6年度は見込み）		2,613	1,494	4,251	3,370	2,853	2,185	5,221
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	入院助産相談件数（新規）	15	13	8	9	10	6	8
	入院助産活動件数（延べ）	75	87	31	25	55	35	38
	助産決定件数（都立病院含む）	11	5	4	6	5	5	5

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費	0	委託料	事務費	0	委託料	事務費	1
扶助費	入院料及び措置費等	2,853	扶助費	入院料及び措置費等	2,185	扶助費	入院料及び措置費等	5,220

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,415	1,895	▲ 1,520	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	2,477	1,518	▲ 959
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	2,853	2,185	▲ 668		分担金及び負担金	41	49	8
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,518	1,567	▲ 951	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	340	178	▲ 162	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 4,090	▲ 2,691	1,399	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		6,608	4,258	▲ 2,350	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 4,090	▲ 2,691	1,399
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 4,090	▲ 2,691	1,399

備考	行政費用は、担当職員の人件費にあたる給与関係費と、入院料及び処置料等にあたる扶助費で構成されている。前年度と比較した扶助費の減少は、分娩に伴う医療費分の減少である。
----	--

問題点	・課税状況が不明であるなど、妊婦の経済的困窮の状況を客観的に把握できないが、実際に困窮している場合があり、本事業で支援する必要がある。 ・相談者には様々な問題や背景を抱えている場合があることから、妊娠に至るまでの経緯を把握し、関係機関と連携を密にとる必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	相談者が税未申告者等の場合には、 経済的困窮の状況を聞き取るととも に、関係機関に状況を確認する。	国民健康保険に加入中の人であって も、困窮状況を丁寧に聞き取り、支 援を行った。	税未申告等で困窮度が不明の場合 でも、関係機関の情報を参考にす るなど状況を把握し、必要に応じて 支援につなげる。
②	出産後の安定した生活と養育の支援 を行うため、保健師や児童相談所と 連携し役割分担を行って支援する。	関係者会議を定期的に行い、対象者 の状況を細かに共有しながら、役割 分担を明確にし、連携することがで きた。	引き続き、出産前後の安定した生 活と養育の支援を行うため、他部 署と連携し役割分担を行って支援 する。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状 況(要旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-40		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		母子生活支援施設（事務費）		部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名		本木			
				担当者名		沼田、田崎		内線		3815			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-06-01		母子生活支援施設事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 40（ 1965 ）年度		根拠		児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援							
目的		保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に措置し、自立支援および措置事務を行う。											
対象者等		児童の福祉に欠ける母子世帯											
内容		・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は概ね2年 ・母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員12人（施設長1人、少年指導員兼事務員3人、母子支援員3人、保育士1人、被虐待児個別対応職員1人、調理員1人、心理療法担当職員1人、体制強化事業実施職員1人） 非常勤職員4人（育児指導機能強化事業実施職員1人、特別生活指導員1人、学習指導職員1人、嘱託医1人）											
経過		昭和24年 都の施設として開設 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 平成13年度 児童福祉法に基づき4月から入所について措置から契約による申込み制度に変更 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止、同2月 私立母子生活支援施設開設 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始 平成27年11月 広域入所受入開始 令和 2年 7月 区児童相談所設置に伴い、一部補助事業が区に移管											
必要性		法定事業であり、養育等に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善のため、必要である。											
実施方法		（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 国基準措置費は、定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	自立（退所）世帯数	12	7	6	8	9						
	②	入所者就労支援人数	6	5	7	6	7						
③	退所者の平均在所年数（年度末現在）（カ月）	23	16	21	23	23							
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な法定事業であり、継続して実施する。									

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			126,489	124,797	145,267	137,672	138,136	115,424	151,780
決算額（6年度は見込み）			83,763	97,901	124,866	116,195	121,092	104,969	151,780
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	月平均在籍世帯数		18	15	19	15	11	13	12
	月平均在籍者数		40	36	42	35	25	28	29
	相談件数（延べ）		131	163	173	167	255	188	203
	入所世帯数（新規）		11	6	7	5	9	6	6
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	調査謝礼	5	負担金補助等	区独自加算・国補助金（設置市事務）	14,254	負担金補助等	区独自加算・国補助金（設置市事務）	22,221	
負担金補助等	区独自加算・国補助金（設置市事務）	18,601	扶助費	措置費	90,715	扶助費	措置費		129,559
扶助費	措置費	102,486							

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,206	3,821	▲ 3,385	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	51,714	55,431	3,717		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	102,486	90,716	▲ 11,770		分担金及び負担金	271	100	▲ 171		
		補助費等	18,606	14,254	▲ 4,352		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	5	0	▲ 5		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	51,990	55,531	3,541		
		賞与・退職給与引当金繰入額	717	359	▲ 358		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 77,025	▲ 53,619	23,406		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	129,015	109,150	▲ 19,865		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 77,025	▲ 53,619	23,406		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 77,025	▲ 53,619	23,406				

備考	行政費用の大半を母子生活支援施設への措置費にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、入所世帯の実績減である。また、補助費等の減少は、補助事業の実績減である。
----	---

問題点・	・ 関係機関と連携を図って、支援が必要な世帯を適切に入所に結びつける取組を引き続き行っていくことが必要である。 ・ 施設退所後に、子どもの成長に伴い養育の課題が顕在化することがあるため、退所後も気軽に相談できる体制を整備することが望ましい。
------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	福祉事務所や児童相談所等に関わりのある入所対象者について、当係の入所相談につなげてもらうよう一層の働きかけを行う。	住宅・経済的困窮についても、間接的に子どもの養育に影響がある場合は入所要件に加えるなど緩和を図った。	引き続き、広域利用を含め、関係機関に入所対象者をつないでもらうように、より一層働きかける。
②	施設を退所したのちに新たな課題が生じる世帯に対してのアフターケアを充実させるため、施設とともに検討をすすめていく。	退所後の相談・支援を充実させるため、区と施設での検討を行った。	これまでの電話相談に加えて、LINE相談を実施するとともに、必要に応じて家庭訪問を行うための人員を施設に配置する。
③			

施 状 況	他 区 の 実 施	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
		母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持つ区 19区 (【公設のみ設置】11区：港・台東・品川・目黒・大田・渋谷・中野・北・板橋・練馬・江戸川【民設のみ設置】5区：江東・杉並・豊島・足立・葛飾【公設と民設を設置】3区：新宿・墨田・世田谷)

況議 （会）	令和2年度予特 指導検査について 令和6年 文教・子育て支援委員会 自立支援計画の策定における子どもの意見表明について
-----------	--

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		10-01-41			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		ひとり親相談事業			部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木
					担当者名		田崎		内線	3813
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-01-01		ひとり親家庭相談事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 40（ 1965 ）年度			根拠		母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		03 子育てしやすいまちの形成						
		施策		03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援						
目的		母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの経済上・生活上の問題等の相談に対応して支援を行い、ひとり親家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。								
対象者等		区内在住のひとり親世帯（配偶者のない者で児童を扶養している者）								
内容		①相談員による面接相談（常時実施） ひとり親家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 相談の流れ：ひとり親世帯の来所相談→関係機関との連絡、協力依頼及び訪問調査 →自立に向けた支援 ②東京都母子及び父子福祉資金の貸付（母子及び父子福祉資金貸付事業参照）								
経過		昭和39年 7月 母子福祉法施行 昭和40年 3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年 4月 福祉事務所区移管 昭和57年 4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年 4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年 4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から条例による事務処理の特例制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める 平成26年10月 母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を改正、母子自立支援員→母子・父子自立支援員 平成28年 7月 母子・父子自立支援員と婦人相談員（正規職員）を兼務にした。 平成29年 4月 専任の母子・父子自立支援員（専門非常勤）を1名配置								
必要性		法定事業であり、子どもの貧困対策の観点からも、ひとり親家庭の相談対応・支援する事業として極めて必要性が高い。								
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 母子父子自立支援員4名（常勤1名、専任会計年度任用職員1名、女性相談支援員兼任常勤2名）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	ひとり親相談件数	1,534	1,613	1,414	1,520	1,728			
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
6年度		7年度								
推進		重点的に推進		子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の様々な課題解決の支援を行うことは重要であるため、重点的に推進する。						

No2									
(単位：千円)									
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額		2,898	3,559	3,529	3,553	7,379	5,020	5,544	
決算額（6年度は見込み）		2,855	3,268	3,460	3,487	6,204	4,483	5,544	
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	母子及び父子福祉資金貸付相談		665	561	338	209	177	140	175
	住宅相談		89	117	141	202	137	93	144
	家庭紛争相談		42	83	110	105	108	20	77
	その他相談		1,484	1,186	977	1,018	1,165	1,133	1105
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	会計年度任用職員報酬	2,683	報酬	会計年度任用職員報酬	2,163	報酬	会計年度任用職員報酬	2,736	
共済費	会計年度任用職員共済費	436	共済費	会計年度任用職員共済費	419	共済費	会計年度任用職員共済費	508	
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	483	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	525	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	976	
旅費	会計年度任用職員旅費	162	旅費	会計年度任用職員旅費	134	旅費	会計年度任用職員旅費	164	
需用費	消耗品費等	66	需用費	消耗品費等	110	需用費	消耗品費等	144	
委託料	アンケート調査結果分析等	2,371	委託料	口座振替手数料等	103	委託料	口座振替手数料等	113	
負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	3	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金等	1,029	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金等	903	
(単位：千円)									
行政 コスト 計算 書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額	
	給与関係費	12,091	15,154	3,063	地方税等	0	0	0	
	物件費	2,599	347	▲ 2,252	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,699	0	▲ 1,699	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3	1,029	1,026	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,699	0	▲ 1,699	
	賞与・退職給与引当金繰入額	852	1,195	343	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,846	▲ 17,725	▲ 3,879	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	15,545	17,725	2,180	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,846	▲ 17,725	▲ 3,879	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,846	▲ 17,725	▲ 3,879	
備考	本事業は相談業務が主になるため、行政費用の大半を給与関係費が占めている。令和5年度の物件費及び行政収入の減少については、令和4年度に実施したひとり親家庭等アンケートに係る諸費用分がなくなったことにより生じたものである。								
問題点・課題	・ひとり親家庭の保護者は、就労や家事・育児をひとりで行うことで時間的に余裕がないことが多いため、手続きに複数回来庁する必要があるひとり親支援サービス等について、受付方法等工夫する必要がある。 ・都営住宅に入居することができず、不動産会社に相談しても条件に合う賃貸物件の契約まで至らずに、住宅困窮に陥っているひとり親家庭は依然として多い。								
問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容			令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	メルマガや応援ブック、区のLINE等のSNSに加え、子育てアプリなどの子育て情報ツールでのひとり親支援情報の周知を図る。			子育てアプリを活用し、ひとり親支援情報の周知を図った。			?		
②	一般的な手続き方法の問合せや相談予約の申し込みについては、メールなどで受け付ける方法を検討する。			メールによる相談予約及び手続き方法の問合せの受付を開始した。			メールでの相談予約申し込み数やその内容等を確認し、受付方法の改善を実施する。		
③							住宅要配慮者であるひとり親世帯に理解のある不動産会社等の情報収集に努めるほか、その他住宅支援制度との連携を図る。		
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会(要旨)質問状況	令和2年度決特 令和2年度11月会議 令和3年度予特 令和5年度予特			コロナ禍のひとり親支援 養育費取決めの支援について ひとり親応援ガイドブックの周知について ひとり親世帯への家賃助成					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-42		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	母子及び父子福祉資金貸付事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	高浜	内線	3814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 28	（ 1953 ）	年度	根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金事務取扱要領			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、資金を貸付け、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び、扶養している児童の福祉の増進を図る。							
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している者 ・他貸付制度との関係①生活福祉資金→母子が優先 ②女性福祉資金→母子が優先 ③日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 ④生活保護受給者→貸付可							
内容	資金及び限度額 ①事業開始資金 3,470千円 ②事業継続資金 1,740千円 ③技能習得資金 68千円（月額） ④修業資金 68千円（月額） ⑤子の就職支度資金 105千円 ⑥医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護） ⑦生活資金 141千円（月額） ⑧住宅資金 1,500千円 ⑨転宅資金 260千円 ⑩結婚資金 320千円 ⑪修学資金 27～183千円（月額） ⑫就学支度資金 64～590千円 ※④⑤⑪⑫以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.0%利子 ※④⑤⑪⑫の資金は無利子 収入状況により、連帯保証人が必要な場合あり ※平成28年度より、修学資金の貸付限度額を特別分貸付限度額に一本化							
経過	昭和28年 4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 / 昭和39年 7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年 4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年 4月 利子の一部を無利子化 平成12年 4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年 4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年 6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年 4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭への対象拡大、20歳以上の子を扶養するひとり親への貸付対象の拡大（同一世帯に20歳未満の子を扶養している場合に限る） 平成30年 4月 大学院への就学支度資金及び修学資金について貸付対象の拡大							
必要性	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉増進のため、必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 貸付審査会：「東京都母子及び父子福祉資金並びに荒川区女性福祉資金貸付審査会」 広報：区報等に掲載、ひとり親相談、女性相談の対応の際に周知							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 貸付件数	46	39	33	44	36		
	② 償還率(%)	50.8	47.7	45.1	56.4	58.0		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	ひとり親家庭の児童の修学のための資金貸付など、子どもの貧困対策として、必要な法定事業であるため継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,233	3,821	▲ 3,412	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	720	359	▲ 361		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,953	▲ 4,180	3,773
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		7,953	4,180	▲ 3,773	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 7,953	▲ 4,180	3,773
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 7,953	▲ 4,180	3,773

備 考	本事務事業は、特別区における東京都の事務処理の特例により実施しているため、給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額のみとなっている。
--------	--

問題点・課題	・進学のための資金の貸付について、進学先への納入期限間際の相談が増えており、早期の相談につながるよう、周知を工夫する必要がある。 ・学費が高額な場合や、多子世帯で進学資金の貸付金が多額になることが想定される場合があることから、貸付時に適切な償還を見据えた計画を立てるとともに、現年度の償還率がやや下降気味であるため、償還率向上の取組が必要である。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	福祉事務所や子ども家庭総合センターなどで進学時期を迎える対象者を相談につなげてもらう。	福祉事務所や子ども家庭総合センターなどとの様々な関係者会議の場を通じて、進学対象者への案内を依頼した。	年度始めに関係機関に周知するほか、引き続き相談の中で進学対象の児童のいる保護者への案内を行っていく。
②	社会福祉協議会と連携し、利用者の状況に適した貸付制度の情報提供を行うほか、無理のない償還計画のための助言を行う。	社会福祉協議会の貸付担当者との打合せを行って情報共有に努めたほか、相談の中で適切な償還計画を立てるための助言を行った。	—
③			現年度の償還が滞り始めた対象者への督促電話など、早期の償還促しに努める。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

況議 （会）	令和2年度2月会議 令和2年度11月会議	住宅確保要配慮者に対する家賃補助制度について ひとり親家庭などへの給付について
-----------	-------------------------	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-43		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ひとり親自立支援給付金事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	福田		内線	3814	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-02-01	ひとり親家庭自立支援給付金事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16	（ 2004 ）	年度	根拠	自立支援教育訓練給付金事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。							
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある者							
内容	①ひとり親自立支援プログラム策定事業（就業支援専門員） ひとり親自立支援プログラム策定員が、ハローワーク等と連携して就労を支援 ②自立支援教育訓練給付金事業 資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した際に、費用の60%相当額を給付 ③高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の養成機関において6か月以上修業する場合、修業期間の全期間（上限4年間） 非課税世帯月額100,000円、課税世帯70,500円（最終学年の1年に限り、4万円増額）を給付 ④学び直し支援事業 ひとり親家庭の親及びその子どもが、高卒程度認定試験合格を目指す講座の受講費用を一部助成 ⑤ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業 民間賃貸住宅へ入居する際に、保証会社を利用する際に支払う保証委託料を補助							
経過	平成15年 4月	国において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始						
	平成16年 8月	荒川区において高等技能訓練促進費用事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始						
	平成26年 4月	高等技能訓練促進費→高等職業訓練促進給付金に名称変更						
	平成27年 4月	ひとり親学び直し事業開始						
	平成28年 4月	①高等職業訓練促進給付金事業：修業年限及び対象資格の拡大、支給期間の延長 ②自立支援教育訓練給付金事業：給付金支給額の引き上げ（40%→60%）						
	平成29年12月	民間賃貸住宅入居支援事業開始						
	平成31年 4月	高等職業訓練促進給付金について、最終学年に属する1年間に限り4万円増額						
	令和 2年 4月	就業支援専門員の配置を週3日午後→週4日フルタイムとし、相談体制を強化						
	令和 3年 4月	高等職業訓練促進給付金等事業における支給対象資格の範囲拡充（1年以上→6ヶ月以上）						
必要性	ひとり親家庭の自立促進のため、必要性が高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 事業の対象者に事業説明→申請受理→給付金支給の決定 事業周知方法：①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載 ③区ホームページ							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	高等職業訓練促進給付金支給件数	10	16	19	15	18	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。
	②	自立支援教育訓練給付金支給件数	4	2	4	4	5	
③	民間賃貸住宅入居支援事業支給件数	6	8	6	8	8		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	重点的に推進		ひとり親家庭の自立促進として、就業に向けた教育訓練や能力開発の機会を提供することは重要であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		13,067	20,753	22,679	21,346	34,063	25,881	26,425
決算額（6年度は見込み）		11,428	12,183	13,662	16,658	20,811	25,678	26,425
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	自立支援教育訓練給付金 件数	7	4	5	4	2	4	4
	高等職業訓練促進給付金 件数	9	8	7	10	16	19	15
	プログラム策定員による相談件数（延べ）	219	100	308	437	429	430	430
	プログラム策定件数	29	10	22	23	15	22	20

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	就業支援専門員報酬	2,856	報酬	就業支援専門員報酬	2,895	報酬	就業支援専門員報酬	2,919
職員手当等	就業支援専門員期末手当	571	職員手当等/共済費	就業支援専門員期末手当/共済費	1,080	職員手当等/共済費	就業支援専門員期末手当/共済費	1,718
共済費	就業支援専門員共済費	498	報償費	託児サポーター	9	報償費	託児サポーター	26
旅費	就業支援専門員特別旅費	138	旅費	就業支援専門員特別旅費	153	旅費	就業支援専門員特別旅費	154
需用費	消耗品費・印刷製本費	46	需用費	消耗品費・印刷製本費	47	需用費	消耗品費・印刷製本費	54
役務費	電話料	72	役務費/委託料/施設料	電話料/健康診断料/施設使用料	78	役務費/委託料/施設料	電話料/健康診断料/施設使用料	92
負担金補助及び交付金	自立支援給付金等	16,630	負担金補助及び交付金	自立支援給付金等	21,416	負担金補助及び交付金	自立支援給付金等	21,462

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,449	8,211	762	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	256	279	23		国庫支出金	15,932	17,557	1,625
		維持補修費	0	0	0		都支出金	150	110	▲ 40
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	16,630	21,424	4,794		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	10,000	0	▲ 10,000
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	26,082	17,667	▲ 8,415
		賞与・退職給与引当金繰入額	360	468	108		行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,387	▲ 12,715	▲ 14,102
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		24,695	30,382	5,687	通常収支差額(c)+(d)=(e)		1,387	▲ 12,715	▲ 14,102
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		1,387	▲ 12,715	▲ 14,102

備考	行政費用のうち約7割を自立支援教育訓練給付金等の給付金にあたる補助費等が占めている。補助費等の増加は、高等職業訓練促進給付金の件数が増加したことにより、給付金等が増加したためである。
----	---

問題点	・子どもの年齢が達して児童扶養手当の受給が修了する前に、経済的安定を図るための資格取得や就労相談等に繋げる必要がある。 ・ひとり親家庭の民間賃貸住宅への転宅の際に、保証人が立てづらい、物件が見つからないなどの声がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	時間に余裕のないひとり親の相談者に対し、就労相談の予約や事業や制度の説明等についてはメール等の対応を検討する。	定期的にひとり親家庭応援メールマガジンで自立支援の制度や事業を掲載し周知に努めたほか、メールでの制度の問合せに対応した。	—
②	受給者の就業支援にあたり、対面による支援のほか、就労支援講習会を開催する等、支援機会の創出を検討する。	受給者の就業支援にあたり、ハローワークや荒川区社協と連携のうえ、支援を進めたほか、試行的に就労支援セミナーを実施した。	就労支援セミナーの本格実施について、実施しやすい時期や方法等を検討する。
③	ガイドブック等による周知のほか、窓口での相談時を契機に、保証会社を利用できる助成制度のさらなる周知に努める。	窓口での相談時を契機に保証会社を利用できる助成制度の問い合わせがあった時は、速やかに対応し制度の周知に努めた。	引き続き民間賃貸住宅入居支援事業に繋げるとともに、社会福祉協議会と連携した住宅支援資金について周知に努める。

施 状 況	地区の実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
		※高校卒業程度認定試験合格支援事業<学び直し支援事業>実施区：9区(台東、大田、世田谷、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立)※民間賃貸住宅入居支援事業<家賃助成事業含む>実施区：13区(千代田、新宿、文京、台東、墨田、品川、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、豊島、北)

況 (要 質)	議 会 議 決 議 案 予 特 許	シングルマザーの就労支援について 議員提出議案・荒川区ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例 ひとり親世帯への家賃助成について
---------------	---	---

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-44		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	女性相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	竹端		内線	3863	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-06-01	女性相談事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 32	（ 1957 ）	年度	根拠	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・DV防止法・ストーカー規制法等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性からの相談を受け、女性が自立と安定した生活を送ることができるよう、様々な問題や背景、状況に応じて情報提供や周囲環境の調整を行う。							
対象者等	相談時に荒川区が現在地である女性等							
内容	女性相談支援員による面接・電話相談及び必要な援助 ①女性相談：相談による助言・関係機関との連携 ②荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中）							
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成18年4月 組織変更により福祉部保護課から子育て支援部に婦人相談員が所属替え 平成27年11月 配偶者暴力相談支援センター設置、専任婦人相談員1名増配置 令和4年5月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立 令和6年4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行、 婦人相談員が女性相談支援員へ名称変更							
必要性	法定事業であり、女性の安全と生活を守るために、極めて必要性が高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 女性相談支援員4名（係長及び常勤2名…母子父子自立支援員兼務、会計年度任用職員1名…専任女性相談支援員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	女性相談件数	1,216	1,301	1,712	1,820	1,874	延べ人数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	女性からの相談に的確に対応し、支援を充実していくために必要な法定事業であり、推進する。						

(単位：千円)

備考 相談業務が主となるため、行政費用の大半を給与関係費が占めている。また、行政収入は女性相談支援員に対する国庫補助が大半を占めている。

問題点・課題	・本年4月から新たに困難女性支援法が施行され、法に基づき自治体の努力義務となっている基本計画の策定及び支援調整会議の設置を行う必要がある。 ・これまで売春防止法に基づいて配置していた婦人相談員については、困難女性支援法に基づいて配置される女性相談支援員として、性暴力・性被害、居所喪失やDVなどこれまで以上に多岐にわたる課題解決のための専門性が求められる。
--------	---

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	-----

議 会 質 問 状
況（要旨）

令和2年度2月会議	コロナ禍におけるDV相談体制と子どもへの支援強化について
令和4年度6月会議	困難を抱えた女性への支援について
令和5年度3月予算特別委員会	アクト21での相談件数について
令和6年度6月会議	困難女性支援法に関する計画策定及び支援調整会議の設置状況について

事務事業分析シート（令和6年度）											
No1											
事務事業コード		10-01-46			戦略プラン		○ 協働		○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名		家庭相談事業			部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名		本木
					担当者名		福田、沼田		内線		3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-01		家庭相談事務費							
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 40（ 1965 ）年度		根拠		荒川区家庭相談実施要綱、荒川区養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業実施要綱					
終期設定		● 有 ○ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等							
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分		○ 計画		● 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市					
		政策		03		子育てしやすいまちの形成					
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的		離婚や親権、養育費などの問題について、専門の家庭相談員が相談に応じて助言を行うことによって問題解決を図る。									
対象者等		区民全般									
内容		専門の家庭相談員（家庭裁判所の元調停員）等が、週2回面接または電話による相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。 ・相談内容 ①離婚問題・面会交流 ②夫婦及び親子関係問題 ③婚費・養育費問題 ④夫婦間の財産の精算及び慰謝料に関すること									
経過		昭和40年4月 福祉事務所区移管にともない家庭相談についても区に移管 平成 2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした 平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加（年6回） 平成18年度 子育て支援部新設時に福祉部（当時保護課）から相談員を配置変更した際に事業移管 平成24年度 家庭相談員に元調停委員の経験を有する専門相談員を配置し、相談体制を強化 令和 3年度 相談日：週2回（火・水） 午後1時から午後5時（予約制） 荒川区養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業開始									
必要性		離婚、親権、養育費等専門的な内容に対し、早期から相談にのり助言することは、区民の課題解決に加えて、子どもの権利擁護の観点からも必要性が高い。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 専門の家庭相談員による面接又は電話による相談対応（火・水の午後・要予約）									
指標		事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
					3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)		
		①	家庭相談件数	85	94	81	85	93			
		②	上記のうち、専門相談員相談件数(再掲)	79	93	64	83	88			
③	公正証書等作成促進補助金交付件数	5	9	10	10	15	R3年度開始				
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
6年度		7年度									
推進		推進		離婚に関する相談は増えており、養育費確保支援のニーズは高いことから推進する。							

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,310	1,315	1,251	1,450	1,735	1,765	1,957
決算額（6年度は見込み）		1,233	1,248	1,141	1,446	1,630	1,668	1,957
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	離婚相談	85	65	50	38	59	51	49
	夫婦、親子関係相談	34	39	69	45	23	9	25
	その他相談	25	21	4	2	12	21	21

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	1,337	報酬	会計年度任用職員報酬	1,350	報酬	会計年度任用職員報酬	1,364
旅費	家庭相談員特別旅費	86	旅費	家庭相談員特別旅費	86	報償費	離婚講座講師謝礼	162
	連絡協議会旅費	4		連絡協議会旅費	5	旅費	家庭相談員特別旅費・連絡協議会旅費	103
負担金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	3	委託料	雇入れ前健康診断料	0	委託料	雇入れ前健康診断料	11
	公正証書等作成費用	200	負担金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4	使用料	離婚講座会場使用料	13
				公正証書等作成費用	223	負担金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4
							公正証書等作成費用	300

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,945	3,245	▲ 700	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	90	91	1		国庫支出金	847	882	35
		維持補修費	0	0	0		都支出金	847	441	▲ 406
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	203	227	24		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,694	1,323	▲ 371
		賞与・退職給与と引当金繰入額	259	178	▲ 81		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,803	▲ 2,418	385
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		4,497	3,741	▲ 756	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,803	▲ 2,418	385	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,803	▲ 2,418	385	

備考

本事業は相談業務が主となるため、行政費用の大半を給与関係費が占めている。

問題点・課題

・ひとり親家庭の多くは、離婚前に養育費に関する取り決めをしていない又は公正証書による取り決めをしていないために、現在養育費を受け取れていないケースが多くあることから、家庭相談による離婚前の相談者に対して養育費の必要性や公正証書の取り決め方法など丁寧に説明していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	他区で実施している離婚前講座などの先進事例の情報収集を行い効果的な事業を検討する。	他区で実施している離婚前講座などの情報収集や区の実情について、調査・研究を行った。	離婚前に養育費の取り決めを行うことの重要性や、子どもへの説明の仕方等を学ぶ機会を提供するための講座を実施する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)			
	東京家庭相談員連絡協議会 会員区11区			

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和2年度11月会議	荒川区独自の裁判外紛争解決手続き制度（ADR制度）の創設 離婚時における養育費等の情報提供・取決め率アップへの支援
	令和2年度予特	公正証書作成費用の補助について
	令和3年度予特	養育費確保事業の現在の進捗状況について
	令和5年度決特	養育費の履行状況及び弁護士費用等について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-01-47		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		ひとり親家庭休養ホーム事業		部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名		本木			
				担当者名		福田		内線		3814			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-04-01		ひとり親家庭休養ホーム事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 56（ 1981 ）年度		根拠		荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援							
目的		ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるよう助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進を図る。											
対象者等		ひとり親家庭の親子											
内容		宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 ①指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ） 日帰り施設（あらかわ遊園・あらかわ遊園スポーツハウス・荒川総合スポーツセンター） ②助成限度額 宿泊：1人 3,000円 日帰り：1人 1,000円 ③利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可											
経過		平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72→3ヶ所）日帰り施設（4→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回・日帰りは2回利用可） 平成23年5月 あらかわ遊園回数券配布方式→利用券交付方式に変更 平成31年4月 あらかわ遊園、荒川総合スポーツセンター改修のため、アクアパーク品川を対象施設に追加（令和元年度のみ） 令和4年3月 「ニューアカオ」指定解除 令和4年4月 あらかわ遊園リニューアルオープンに伴い、あらかわ遊園を対象施設に追加											
必要性		ひとり親家庭のレクリエーションに対する助成は、家庭内のコミュニケーションの向上と休養を図る一助となっており、必要性が高い。											
実施方法		☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 年度当初に指定施設と契約。利用者からの申請により、利用券を発行。区は指定施設に対し、利用実績に基づき支払。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)					
	①	利用者延人員	308	576	521	664	730						
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うために必要な事業であり、継続して実施する。									

[illegible]

備考	行政費用は、給与関係費と各施設の利用料にあたる物件費で構成されている。
問題点・課題	・ひとり親家庭であれば収入要件に関係なく利用できるサービスであるが、利用者数が少ないため認知度を高める工夫が必要である。

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ひとり親支援事業を利用する際に、ひとり親家庭メールマガジンの登録及び休養ホーム事業について利用を勧奨していく。	各種ひとり親支援事業の申請を受け、たたび事業案内に努め、ひとり親家庭メールマガジンの登録を勧奨したことにより登録者数が増加した。	引き続きひとり親家庭メールマガジンの登録を勧奨するとともに、子育てアプリやきっぷニュースなど周知媒体を増やす。
②	対象施設にポスターやチラシを配置し、従来の利用者にも周知を図る。	対象施設にポスターやチラシを配置し、利用者に周知を図った。	—
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 9 区 未実施区（千代田・港・文京・墨田・江東・目黒・大田・中野・豊島・北・足立・葛飾・江戸川）	未実施 13 区 不明	0 区

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-48		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	福田	内線	3814		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-05-01		ひとり親家庭サポート事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 57	（ 1982 ）	年度	根拠	・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。							
対象者等	区内に住所を有する中学3年生以下の児童がいるひとり親家庭のうち、次の各号のいずれかに該当する家庭							
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 ・派遣回数 同一世帯につき原則として月5回以内（特別必要な場合最大12回まで） ・派遣時間 午前7時～午後8時（育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） ・援助内容 ①育児援助 ②家事援助 ・対象家庭 ①育児援助：生後6ヶ月～小学3年生まで ②家事援助：小学校1年生～中学3年生まで ・対象者等（1）ひとり親家庭となって2年以内 （2）技能取得のために職業能力開発促進センター等に通学する場合 （3）就職活動・母子自立支援プログラム参加のため （4）冠婚葬祭・学校等の公的行事参加のため （5）ひとり親家庭のため、緊急一時的な援助が必要なため							
経過	昭和57年度 昭和59年度 昭和62年度 平成20年度 平成23年度 令和 2年度 令和 3年度 令和 6年度	ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 在宅での技能取得等を理由とする派遣を可能とした メールでの利用申請の受付開始 利用要件の緩和 ①ひとり親家庭となって1年以内から2年以内へ要件を緩和 ②家事援助：対象児童の要件を緩和（小学6年生⇒中学3年生）						
必要性	日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る一助となっており、必要性が高い。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 ②事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	ヘルパー利用時間数（延べ）	259	643	576	825	907	※6年度見込み及び8年度の目標値は 利用要件緩和後の利用時間数
	②	ヘルパー利用回数（延べ）	65	160	180	249	273	※6年度見込み及び8年度の目標値は 利用要件緩和後の利用時間数
③	離婚後1年以内の利用件数	0	64	75	88	96	※6年度見込み及び8年度の目標値は 利用要件緩和後の利用時間数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,230	1,204	1,139	1,245	2,349	3,396	3,490
決算額（6年度は見込み）		983	403	167	1,003	2,186	2,018	3,490
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	利用世帯数	10	9	3	5	10	15	20
	利用日数	93	47	17	65	160	180	249
	登録世帯	23	21	11	14	18	25	32

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,802	2,547	745	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,186	2,018	▲ 168		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	179	240	61		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,167	▲ 4,805	▲ 638
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		4,167	4,805	638	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,167	▲ 4,805	▲ 638
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,167	▲ 4,805	▲ 638	

備考	行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、ヘルパー派遣の委託料にあたる物件費で構成されている。
----	--

問	・ひとり親メールマガジンやホームページ、リーフレット（窓口配付・手当の通知の同封）などで事業の周知を行っているが、ひとり親のアンケートでは「知らなかった」との回答が依然として少なくない。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用申請のみ利用者と事業者間で直接連絡を取り合う方法を可とするなど、手続きの簡素化を図る。	利用手続きの利便性を図るため、利用者側にキャンセルや変更が生じた際には直接やりとりできる方法に改善した。	—
②	ヘルパー派遣の利用ニーズを踏まえ、支援内容等について検討する。	ひとり親アンケート等の意見や利用状況の分析をもとに、育児支援・家事支援ともに利用要件の緩和について検討した。	利用者の声など実際に役立った例を取り上げてメルマガなどに掲載するなど、利用者拡大に向けて周知の工夫を図る。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 16 区		未実施 6 区		不明 0 区)	
	未実施区 千代田区・江東区・葛飾区 (社会福祉協議会実施) 足立区・文京区 (子育て事業として実施)・北区					

議 決	令和5年度11月会議 ひとり親家庭サポート事業利用要件の拡大について
-----	------------------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）										
No1										
事務事業コード		10-01-49			戦略プラン		○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名		児童手当給付事業			部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木
					担当者名		佐々木		内線	3818
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-01-01		児童手当						
事務事業の種類		○ 新規事業 (○ 6年度 ○ 5年度)			○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 47 (1972) 年度			根拠		児童手当法、荒川区児童手当事務取扱要綱、児童手当法の一部を改正する法律			
終期設定		○ 有 ● 無 () 年度			法令等					
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分		○ 計画 ● 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		03 子育てしやすいまちの形成						
		施策		01 多様な子育て支援の展開						
目的		児童を養育する家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。								
対象者等		受給者：中学校修了前までの児童を養育している者(所得制限あり) ※令和6年9月分まで現行制度 ・児童手当(所得制限限度額未満の者) 10月分から拡充予定 ・特例給付(所得制限限度額以上所得上限限度額未満の者)								
内容		支給月額(平成24年4月分より) 【拡充前】 【拡充後】※令和6年10月分より ・3歳未満:月額一律 15,000円 ・3歳未満:第1子、第2子 15,000円 第3子30,000円 ・3歳以上小学校修了前 ・3歳以上高校生年代:第1子、第2子 10,000円 第3子 30,000円 第1子、2子月額 10,000円 第3子以降月額 15,000円 ・中学生:月額一律 10,000円 ・特例給付:月額一律 5,000円(平成24年6月分より)・特例給付:廃止(所得制限撤廃) ・支払月:6月、10月、2月に前月分までの手当を支給 ・支払月:隔月(偶数月)の年6回 ・令和4年6月分より、所得上限限度額新設 ・令和6年10月分より、①所得制限撤廃 ②高校生年代まで支給期間延長 ③第3子加算を3万円とする(大学生年代までカウント) ④支払月を年6回(偶数月)とする								
経過		昭和47年制度発足(義務教育前の第3子以降を対象) 支給対象拡大 平成12年(3歳未満→義務教育就業前)/平成16年(義務教育就学前→小学校第3学年修了前)/平成18年(小学校第3学年修了前→小学校修了前 所得制限緩和)/平成19年改正 乳幼児加算 3歳到達月まで第1子・第2子に関わらず月額5,000円を10,000円に増額/平成22年度～ 子ども手当に移行。ただし、22年度は費用負担において児童手当支給の仕組みは継続。①支給対象者(所得制限なし) 中学校修了前までの児童を養育している者②支給月額 子ども一人当たり一律13,000円 平成23年度 特別措置法10月～3月 3歳未満月額一律15,000円、3歳以上小学校修了前 第1・2子 月額10,000円、第3子以降月額15,000円、中学生月額一律10,000円 平成24年度～ 法改正により児童手当に移行。所得制限世帯一律月額5,000円支給。 令和4年度～ 所得上限限度額新設 令和6年10月分～ 法改正により拡充予定								
必要性		子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。								
実施方法		(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 窓口にて申請受付→認定→支給決定→給付 年1回(6月)現況届により。受給資格を確認し継続の可否を決定								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	児童手当受給児童数	24,029	22,867	19,413	20,713	20,713	令和6年10月分から高校生年代含む		
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
6年度		7年度								
継続		継続		国の基準に基づき、継続する。						

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		3,013,284	2,951,571	2,948,674	2,936,907	2,772,517	2,589,924	3,441,314
決算額（6年度は見込み）		2,964,953	2,941,334	2,933,236	2,874,816	2,702,485	2,582,607	3,441,314
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	児童数 3歳未満	4,892	4,909	4,812	4,089	4,015	3,960	3,881
	（月平均） 3歳以上小学校修了前	15,464	14,813	14,925	12,965	13,424	12,726	14,475
	中学生高校生	4,226	4,255	4,382	3,997	3,999	4,068	5,650
	うち特例給付世帯	2,746	2,966	3,085	3,197	1,792	2,485	1,879
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品購入・印刷製本	192	需用費	事務用消耗品購入・印刷製本	227	需用費	事務用消耗品購入・印刷製本	411
役務費	郵便料	1,586	役務費	郵便料	1,280	役務費	郵便料	6,037
委託料	封入封緘業務委託	267	委託料	封入封緘業務委託	260	委託料	封入封緘業務委託	14,031
扶助費	児童手当	2,700,440	扶助費	児童手当	2,580,840	扶助費	児童手当	3,420,835

(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
	給与関係費	3,630	8,491	4,861	地方税等	0	0	0
	物件費	2,045	1,767	▲ 278	国庫支出金	1,931,597	1,827,984	▲ 103,613
	維持補修費	0	0	0	都支出金	420,927	395,603	▲ 25,324
	扶助費	2,700,440	2,580,840	▲ 119,600	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	135	1,325	1,190
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,352,659	2,224,912	▲ 127,747
	賞与・退職給与引当金繰入額	361	798	437	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 353,817	▲ 366,984	▲ 13,167
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,706,476	2,591,896	▲ 114,580	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 353,817	▲ 366,984	▲ 13,167
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 353,817	▲ 366,984	▲ 13,167
備考	行政費用のうち9割以上を児童手当である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は受給児童数減である。また、物件費の減少は現況届の省略による郵便料等の実績減である。							
問題点・課題	・出生、転入などの新規申請や住所変更など、各種手続き漏れが発生しないよう、対象者に対し周知を行う必要がある。 ・国において令和6年10月分から児童手当制度改正が予定されており、拡充に伴う周知や事務処理の対応が必要である。							

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、住所変更などで関連する部署と連携し、申請漏れ等がないように適切に窓口案内を行う。	戸籍住民課、区民事務所などの関連機関と連携し、申請漏れが無いよう窓口案内を適切に行った。	制度改正後の手当支給について、より一層の周知を行い、各種手続きの遺漏がないよう対応する。
②	制度改正が見込まれるため、改正があった場合には分かりやすい周知を丁寧に行う。	制度改正の動向について注視ながら適切に対応した。	制度改正に伴う事務処理を適切に行う。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-50		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	本木	
			担当者名	大熊		内線	3818	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-02	児童育成手当					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	児童を養育しているひとり親家庭及び障がいがある児童を養育している家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。							
対象者等	・ 育成手当 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 ・ 障害手当 20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等							
内容	・ 育成手当 児童一人 13,500円/月 ・ 障害手当 児童一人 15,500円/月							
	申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給							
経過	都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） 財政調整交付金対象事業 平成12年6月 所得制限限度額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） 平成16年度 都で実施していた、認定に係る障がい判定事務を区で実施 平成24年度 報償費、一般需用費、役務費、扶助費を児童手当事業費から育成手当予算に独立							
必要性	ひとり親家庭等の子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口にて申請受付→審査→決定・給付。年1回（6月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	育成手当受給児童数	2,060	1,973	1,937	1,977	1,977	(年度末児童数)
	②	障害手当受給児童数	134	137	136	136	136	(年度末児童数)
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		都の基準に基づき、継続する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		461,245	452,870	443,031	430,347	412,989	366,722	352,588
決算額（6年度は見込み）		438,765	431,917	415,532	390,160	373,363	358,997	352,588
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	育成手当児童数	2,381	2,272	2,137	2,031	1,947	1,909	1,948
	障害手当児童数	101	109	95	105	111	108	107
	併給	(32)	(28)	(30)	(29)	(26)	(28)	(29)
	受給児童数計	2,482	2,381	2,232	2,136	2,058	2,017	2,055

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	25
需用費	事務用品	17	需用費	事務用品	62	需用費	事務用品	70
役務費	郵送料	258	役務費	郵送料	251	役務費	郵送料	322
扶助費	育成手当	348,043	扶助費	育成手当	333,841	扶助費	育成手当	327,402
	障害手当	25,126		障害手当	24,924		障害手当	24,769
	手当戻入	-81		手当戻入	-81			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	7,663	7,642	▲ 21	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	275	313	38		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	373,088	358,685	▲ 14,403		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	140	189	49
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	140	189	49
		賞与・退職給与引当金繰入額	762	719	▲ 43		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 381,648	▲ 367,170	14,478
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		381,788	367,359	▲ 14,429	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 381,648	▲ 367,170	14,478
	特別費用(g)		41	0	▲ 41	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		▲ 41	0	41	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 381,689	▲ 367,170	14,519	

備考	行政費用の大半を児童育成手当にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、対象児童数の減によるものである。行政収入その他は、同手当返還金である。
----	---

問題点	・ 現況届の際に、愛の手帳や身体障害者手帳等の添付書類に不備が目立つため、対象者に分かりやすい周知を行っていく必要がある。 ・ 障害手当については、特別児童扶養手当や都の担当部署との連携を図る必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	現況届の添付書類が必要な対象者に 丁寧に対応していく。	現況届の添付書類が必要な対象者に 対して、愛の手帳や身体障害者手帳 等の案内を丁寧に行った。	引き続き、現況届の添付書類が必 要な対象者に対して、不備のない よう丁寧に対応する。
②	国や都に加え、障害手当の障害判定 の際には、他手当の認定状況を確認 するなど、関係部署とも円滑な連携 を図る。	障害手当の障害判定の際に、他手当 の認定状況を確認する等、関係部署 と連携を図りながら、実施した。	今後も、障害手当の障害判定の際 には、関係部署と連携を図り、手 当の認定を行う。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-51		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童扶養手当等支給事業費		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	石川	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-01	児童扶養手当等支給事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36（ 1961 ）	年度	根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等	要綱 特別児童扶養手当等の支給に関する法律				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭及び20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。							
対象者等	・ 児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 ・ 特別児童扶養手当：20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等							
内容	・ 児童扶養手当 本人の所得に応じて支給額を決定。 令和6年4月から物価スライドにより金額改定 第1子月額 全部支給：45,500円、一部支給：45,490円～10,740円 第2子加算月額 全部支給：10,750円、一部支給：10,740円～ 5,380円 第3子以降加算月額 全部支給： 6,450円、一部支給： 6,440円～ 3,230円 申請のあった翌月から年6回（1.3.5.7.9.11月に各月の前月分まで）にまとめて支給 ・ 特別児童扶養手当 令和6年4月から物価スライドにより金額改定 1級：55,350円 2級：36,860円							
経過	昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） 平成14年8月 受付、認定及び手当支給事務も都から区に移管される/平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる/平成22年8月 父子家庭への手当支給開始 平成24年8月 支給要件にDVによる保護命令が追加 平成26年12月 公的年金との併給が可能となる 平成28年8月 第2子、第3子加算額を増額、物価スライド制を導入 令和元年度 年度限定で未婚の児童扶養手当受給者に対し臨時・特別給付金を支給（17,500円） 令和元年11月 支給回数を年3回から年6回に変更 令和2年度 ひとり親臨時特別給付金を支給（新型コロナウイルス感染症関連1世帯5万円ほか） 令和3年3月 障害年金受給者に対する児童扶養手当の算定方法の変更 令和6年11月分 拡充予定 ①所得制限の見直し、②多子加算の増額							
必要性	ひとり親家庭等に係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口にて申請受付→認定→支給決定→給付 年1回（8月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。ただし、特別児童扶養手当は、受付のみ区で行い、認定、給付は都で行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	児童扶養手当受給児童数	1,525	1,592	1,425	1,454	1,454	
	②	特別児童扶養手当受給児童数	165	169	183	174	174	
③	父子手当受給児童数	76	67	59	56	56	①の内数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	国の基準に基づき、継続する。						

(単位：千円)問題点・課題

行政費用の大半を児童扶養手当にあたる扶助費が占めている。前年度と比較し、扶助費及び行政収入の減少は、対象者数の減に伴うものである。なお、行政収入その他は、手当返還金である。

- ・手当申請を契機として、申請者の生活状況を踏まえ、ひとり親支援施策等につなげていく必要がある。
- ・令和6年11月分の手当から児童扶養手当の拡充が予定されているため、周知や事務処理を適切に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

施
状
況

況 議 会 質 問 （ 要 旨 ）	平成28年度6月会議	児童扶養手当の支給月を年3回から毎月支給にするべき
	平成30年度6月会議	児童扶養手当の毎月支給について
	平成30年度6月会議	児童扶養手当現況届の夜間・土日受付について
	令和2年度2月会議	児童扶養手当の申請を促進すること

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-52		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子ども医療費助成事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	白石	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-08-01	子ども医療費助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	同条例施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	子どもの医療費の保険診療分の自己負担分を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、児童福祉の増進と子育て世代への支援を行う。							
対象者等	18歳に達する日の最初の3月31日までの児童（生活保護受給者、施設入所者は対象外）。 （令和5年4月から高校生等医療費助成制度開始に伴い、対象拡大） 区内在住で健康保険に加入していることが条件。							
内容	申請により医療証を発行し、健康保険の自己負担分（乳幼児：2割 子ども：3割）の助成を行う。 ・現物給付：医療機関窓口で医療証を提示することにより、保険診療分は自己負担なしで受診 ・現金給付：都外医療機関受診等で受給者が立替払いした場合に、償還払い（口座振込）により給付 ・平成12年10月より一部負担金（食事療養費）制度を導入（都制度分、区単独分ともに導入） ①一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円） ②住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者は1日300円 ・本事業は、都制度による事業であるが、所得による給付制限（児童手当と同額）及び小学生以上の自己負担について補助制限があるため、都制度で対象外となった世帯及び医療費補助に対しては、区の単独事業として給付している。（19年度より財調算入） ・ひとり親医療助成対象児童は、子ども医療助成が優先される。 ・平成28年4月より、食事療養費 1食360円（平成18年4月から28年3月まで 1食260円）							
経過	平成 4年10月	区単独事業として開始（0～2歳児） 所得制限なし						
	平成 6年 1月	都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り）						
	平成 7年10月	区単独対象拡大（就学前まで対象拡大）						
	平成13年10月	都対象拡大（就学前まで、所得制限有り）						
	平成14年10月	健康保険制度改正で3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更。						
	平成19年 4月	区単独対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）財政調整交付金対象事業に変更						
	平成19年10月	都対象拡大（義務教育修了前まで）自己負担分の1/3を助成。						
	平成20年 4月	健康保険制度の改正により就学前児童の負担割合が3割から2割に変更。						
	平成21年10月	都助成拡大（義務教育就学児 入院：食事代を除く自己負担額全額、 通院：1回200円を控除した額）所得制限有り。						
	令和5年 4月	区・都対象拡大（高校生世代まで対象拡大、都は所得制限有り）						
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口にて申請受付→審査→決定。医療費は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通して、医療機関へ支出する（現物給付）。一部、区が直接対象者に給付する（現金給付）。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医療証交付児童数（マル乳）	11,803	11,467	11,146	11,146	11,146	
	②	医療証交付児童数（マル子）	14,235	14,420	14,403	14,403	14,403	
③	医療証交付児童数（マル青）	0	0	4,555	4,555	4,555	令和5年度から事業開始	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		区の独自基準（所得制限なし）及び都の基準に基づき、継続する。					

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用品、印刷製本	343	需用費	事務用品、印刷製本	487	需用費	事務用品、印刷製本	555
役務費	郵便料	1,963	役務費	郵便料	2,384	役務費	郵便料	3,253
委託料	レセプト審査支払委託料	25,636	委託料	レセプト審査支払委託料	32,087	委託料	レセプト審査支払委託料	30,874
扶助費	医療助成費	882,398	扶助費	医療助成費	1,176,487	扶助費	医療助成費	1,041,716

備考	行政費用の大半を、医療費の助成である扶助費が占めている。前年度と比較した物件費、扶助費の増加は、主に対象拡大によるものである。行政収入の増加は高校生等医療費助成に係る補助金によるものである。その他行政収入は、医療機関からの過誤払いの返還金（過年度）である。
問題点・課題	・令和5年度から対象を高校生まで拡大したため、都が示す制度に基づき、関連機関との連携、対象者への周知、医療証の交付および医療費の支給等を適切に行う必要がある。 ・国によるマイナ保険証への移行（令和6年12月予定）や公費負担医療・地方単独事業のオンライン資格確認（PMH）といった医療DX化に向けた対応を適切に行う。 ・高校生等医療費助成における都補助（令和7年度まで都制度内10/10）について、令和8年度以降の財源確保、所得制限・自己負担の取扱い等について、都と協議していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	高校生等医療費助成制度開始に伴い、制度周知を行い、医療費の助成を適切に行う。			高校生等医療費助成制度の周知および医師会等との連携を行った結果、適切に医療費助成を実施することができた。					
②							医療DX化の運用開始に伴う申請方法等への影響について検討を行い、円滑な医療費助成を実施する。		
③							高校生等医療費助成における財源確保、所得制限・自己負担の取扱い等について都の動向を注視していく。		
他 施 区 区 実 況 の 実 況 （ 要 質 問 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 （ 要 質 問 旨 ）	平成27年度6月会議 平成27年度2月会議 平成29年度2月会議 平成29年予特 令和3年度9月会議			対象者を拡充すること 子どもの医療費助成を18歳まで行うこと 18歳までの医療費無償化を検討すること 入院時食事療養標準負担額についても区が負担すること 18歳までの医療費無料化を実現すること					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-01-53		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	本木		
			担当者名	齊藤	内線	3816		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-03-01		ひとり親家庭医療費助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。							
対象者等	①ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ②両親がいない児童などを養育している養育者 ③ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④父又は母が重度の障がいがある児童 ※所得制限あり							
内容	・対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認） 年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。 ・事務の流れ 現物給付：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に 送付→連合会及び支払基金で審査→区に請求→連合会及び支払基金に支払→連合会及び 支払基金は医療機関に支払う。 現金給付：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口 に持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。 ・ひとり親医療費助成対象児童は、子ども医療費助成が優先される。							
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月～ 保険診療の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ①住民税課税世帯：保険診療分の1割（食事療養費は自己負担） ②住民税非課税世帯：食事療養費のみ自己負担 平成14年度 乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先 だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった（現在、 子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になっ た3月31日まで）。 平成19年度～ 東京都の補助対象事業から財政調整交付金対象事業に変更 令和5年度～ 高校生等医療費助成の開始							
必要性	ひとり親家庭等に係る経済的負担の軽減として必要である。							
実施方法	（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 窓口にて申請受付→審査→決定。年1回（8月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。医療費 の支払は、国保連、基金に委託し、医療機関へ支払う。一部、区が直接対象者に給付。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医療証交付数	1,055	994	959	959	959	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	都の基準に基づき、継続する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,436	5,519	1,083	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,721	1,606	▲ 115		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	54,234	53,398	▲ 836		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	19	77	58
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	19	77	58
		賞与・退職給与引当金繰入額	441	519	78		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 60,813	▲ 60,965	▲ 152
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		60,832	61,042	210	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 60,813	▲ 60,965	▲ 152
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 60,813	▲ 60,965	▲ 152	

備考	行政費用のうち約9割を、医療費の助成である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、助成件数の減によるものである。行政収入その他は、過誤払いの返還金である。
----	---

問題点	・区民や医療機関などに対して制度の周知を十分に行い、適切な支給を行う必要がある。 ・令和6年度に児童扶養手当支給上限の引き上げが実施されるため、所得制限額を児童扶養手当に準拠するひとり親医療費助成についても、現況届の手続き等を適切に実施し、医療証を適切に交付する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、制度周知を行い、申請漏れ等がないよう適切に助成を行う。	医療証の交付や、医療費助成の支給などを適切に行った。	引き続き制度周知を行い、申請漏れや案内漏れがないよう適切に助成を行う。
②			令和6年度の所得制限額引き上げを踏まえ、医療証の交付手続き等を適切に行う。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況（要旨）	